

第1部

裁判員等選任手続に関する執務資料

## 目 次

第1章 裁判員候補者名簿の調製等 .....	1
第1 選挙人名簿に登録されている者の数の照会（規則11条2項） .....	1
1 総論 .....	1
2 照会書の作成 .....	1
3 照会書の送付 .....	2
4 回答書の受領 .....	2
第2 裁判員候補者の員数の割当て及び通知並びに本籍照会 .....	3
1 次年に必要な裁判員候補者の員数の推計 .....	3
2 裁判員候補者の員数の算定及び割当て .....	3
3 割当員数の通知及び本籍照会書の作成 .....	4
4 割当員数の通知及び本籍照会書の送付 .....	4
5 裁判員候補者の補充の場合の措置（法24条） .....	5
～市町村における裁判員候補者予定者名簿の調製等事務 .....	5
第3 裁判員候補者予定者名簿の受領、裁判員候補者名簿の調製等 .....	7
1 総論 .....	7
2 裁判員候補者予定者名簿（電子データ）の受領 .....	8
3 裁判員候補者名簿の調製 .....	9
コラム～名簿調製プログラムについて .....	9
第4 裁判員候補者への通知及び地方裁判所による調査 .....	10
1 概説 .....	10
2 通知及び調査票の送付時期 .....	12
3 事務処理の流れ .....	13
4 調査結果の点検及び一次審査 .....	16
5 通知書等が不達の場合 .....	20
6 調査結果の保管 .....	21

7 裁判員候補者の補充の場合	21	3 決 定	41
<b>第5 裁判員候補者からの問合せへの対応</b>	<b>22</b>	4 裁判員候補者への通知	41
1 総 論	22		
2 コールセンターにおける対応内容	22		
3 地方裁判所への転送	22		
<b>第6 裁判員候補者名簿の管理</b>	<b>23</b>		
1 裁判員候補者からの申立て	23		
2 市町村の選挙管理委員会から死亡等の通知（法23条4項）が あった場合の事務	24		
<b>第2章 呼出状送達・事前質問票送付</b>	<b>25</b>		
<b>第1 呼び出すべき裁判員候補者の選定</b>	<b>25</b>		
1 選定の準備	25		
2 選定の当日	27		
3 くじの実施者	27		
4 選定録等の作成	27		
5 呼び出さない措置	28		
6 追加選定	29		
<b>第2 呼出状送達・事前質問票送付</b>	<b>30</b>		
1 呼 出 状	30		
2 事前質問票	31		
3 呼出状及び事前質問票の送付方法	33		
4 追加呼出し	37		
5 問合せ対応等	38		
<b>第3 前 科 照 会</b>	<b>39</b>		
<b>第4 裁判員等選任手続の期日の変更</b>	<b>40</b>		
1 当事者からの期日変更請求	40		
2 職権による期日変更	40		
3 決 定	41		
4 裁判員候補者への通知	41		
<b>第3章 裁判員等選任手続の期日までの準備</b>	<b>42</b>		
<b>第1 裁判員候補者名の開示</b>	<b>42</b>		
<b>第2 会場設営、案内誘導板等の設置</b>	<b>43</b>		
<b>第3 当日の配布資料の準備</b>	<b>43</b>		
1 呼出候補者一覧表（受付処理用）	43		
2 返送された事前質問票（回答）の写し	44		
3 当日質問票	44		
<b>第4章 裁判員等選任手続の期日当日の事務</b>	<b>44</b>		
<b>第1 期日開始までの事務</b>	<b>44</b>		
1 受 付 事 務	44		
2 オリエシテーション	46		
3 事前・当日質問票（回答）の写しの閲覧等	48		
コラム～オリエンテーションDVDについて	48		
<b>第2 裁判員等選任手続の期日における事務</b>	<b>50</b>		
1 質問方式及び質問順の決定	50		
2 質 問 手 続	52		
3 法39条の説明・宣誓	58		
4 不選任の告知、出頭証明書の交付等	58		
5 裁判員が不足する場合（法38条）	61		
コラム～裁判員等選任手続への被告人の出席について	61		
<b>第3 裁判員等選任手続の期日にに関するその他の事務</b>	<b>62</b>		
1 裁判員等選任手続調書の作成	62		
2 裁判員候補者名簿からの消除	64		
3 理由あり不選任請求却下決定に対する異議申立て	64		

<b>第5章 裁判員等選任手続の期日後の事務</b>	67
<b>第1 裁判員及び補充裁判員の解任</b>	67
1 請求による解任（法41条）	67
2 職権による解任（法43条）	71
3 裁判員等の申立てによる解任（法44条）	72
4 補充裁判員の解任（法45条）	73
<b>第2 追加選任</b>	73
1 裁判員の追加選任	73
2 補充裁判員の追加選任	73
<b>第6章 区分審理決定がされた場合の裁判員等選任手続事務</b>	74
<b>第1 選任予定裁判員を選定しない場合</b>	74
1 総説	74
2 選任記録の作成	74
3 裁判員等選任手続調書の作成	74
<b>第2 選任予定裁判員を選定する場合</b>	75
1 選任予定裁判員の選定	75
2 選任予定裁判員の選定手続に関する事務	76
3 選任予定裁判員の裁判員等への選任手続に関する事務	78
4 選任予定裁判員の選定取消しに関する事務	80
<b>裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）</b>	84
<b>書式例</b>	89

**第1章 裁判員候補者名簿の調製等****第1 選挙人名簿に登録されている者の数の照会（規則11条2項）****1 総論**

地方裁判所は、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当てる、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない（法20条1項）。この割当では、各市町村の選挙人名簿に登録されている者の数に応じて行われることから（規則11条2項）、その登録者の数をあらかじめ市町村の選挙管理委員会に照会しておく必要がある（同項）。

**2 照会書の作成****(1) 作成方法及び照会時期**

事務に当たる刑事訟廷（ここでは、刑事訟廷事務室の書記官が事務に当たることとしているが、これはあくまで一例であり、実際の事務の分担については、各庁の実情に応じて検討していただくことになる。以下同様。）は、名簿管理システムを用いて、取扱区域内（規則2条）における市町村選挙管理委員会（注1）での照会書【書式例1】を作成する（注2）。照会時期については、前述のとおり、9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数を管轄区域内の市町村選挙管理委員会に割り当てる、通知しなければならないことから、こうした時間的制約を考慮し、遅くとも8月1

(注1) いわゆる政令指定都市においては、区の選挙管理委員会が選挙人名簿の調製や登録を行うが（公職選挙法19条、22条、同法施行令141条の2）、法104条において、裁判員候補者予定者名簿に係る事務については、政令指定都市の区にこれを適用することとされている（解説343ページ参照）。また、東京都の特別区については、法15条1項17号の文言からも明らかなどおり、法でいうところの「市町村」に含まれるものとして取り扱われることになる。

(注2) この照会事務を含め、地方裁判所が行う各種事務（法20条1項に基づく員数通知、法26条3項に基づく呼出候補者の選定等）は、司法行政事務に当たることから、実際にこれらの事務を処理するに当たっては、各庁の実情に応じてしかるべき者まで決裁を得る必要がある。司法行政文書となる書類の一覧については、84ページ以下の表を参照。

日ころまでには照会しておく取扱いが相当であろう。

#### 選挙人名簿（注3）に登録されている者の数

市町村から回答される選挙人名簿の被登録者数についてであるが、通常は、6月の定時登録（公職選挙法22条1項本文、19条2項）によるもの、すなわち、6月1日現在の資格に基づき同月2日に登録されたものであろうと想定される。ただし、この登録の日は変更される場合があり（同法22条1項ただし書）、そうした場合に登録されるまで回答を待つというのでは、事務の停滞を招くことになりかねない。そこで、例えば、登録の日が8月6日以降となるときは、同月5日現在において選挙人名簿に登録されている者の数を回答してもらうこととして、遅滞を防ぐのが相当である（注4）。

#### （2）回答期限

（1）記載の時間的な制約を考慮すると、本照会に対する回答期限は、遅くとも8月15日ころまでと設定しておくのが相当である。

なお、市町村の選挙管理委員会及び裁判所双方の事務負担の観点を考慮すると、本照会に対する回答と検察審査会法施行令に基づく選挙人名簿被登録者数の通知とを同時期に行うことが便宜である。その場合の本照会に対する回答期限は、検察審査会法施行令（2条）の定める期限（8月15日）に合わせることになる。

#### 3 照会書の送付

刑事訟廷は、2の（1）の照会書を窓空き封筒に封入した上、市町村の選挙管理委員会にあてて普通郵便により送付する。

#### 4 回答書の受領

刑事訟廷は、市町村の選挙管理委員会から回答書の送付を受ける都度、こ

（注3）選挙人名簿には、在外選挙人名簿は含まれない（公職選挙法30条の2第1項参照）。

（注4）このような遅滞を回避する取扱いは、現行の検察審査会法施行令においても採られているところである（同施行令2条参照）。

れに受付日付印を押捺した上、回答書に記載された選挙人名簿被登録者数を名簿管理システムに入力する。

市町村選挙管理委員会ごとの回答状況については、名簿管理システムによって隨時確認し、必要な場合には回答書送付を促す。

#### 第2 裁判員候補者の員数の割当て及び通知並びに本籍照会

##### 1 次年に必要な裁判員候補者の員数の推計

地方裁判所は、その取扱区域内における①裁判員裁判対象事件の取扱状況（例えば、審理期間ごとの裁判員裁判対象事件の受理状況など）、②呼出しを受けた裁判員候補者の出頭状況、③法34条7項の規定による不選任の決定があった裁判員候補者の数その他の裁判員及び補充裁判員の選任状況、④裁判員候補者名簿に記載をされた者の数の状況（例えば、調製時の数や年末における残員数など）、⑤その他の事項（例えば、刑事案件全体の事件数の推移など）を考慮して、次年に必要な裁判員候補者の員数を推計する（規則11条1項）。

確度の高い推計をするためには、前年分のみならず、過去数年分の統計データの推移を参照するのが有用であろう。

##### 2 裁判員候補者の員数の算定及び割当

刑事訟廷は、上記の推計に基づいて決めた裁判員候補者の員数を名簿管理システムに入力した上、その自動割当機能を用いて、管内市町村ごとの割当員数を算出し（注5）、「割当員数等一覧表」【書式例2】（次年に必要な裁判員候補者の員数に加え、市町村ごとの割当員数が一覧表示される。）を作成することによって割り当てる（注6）。

（注5）名簿管理システムにおける割当員数の計算は、規則11条2項及び4項の規定による方法に従っている。当然のことながら、第1によるその取扱区域内の市町村の選挙管理委員会からの選挙人名簿に登録されている者の数の回答内容の入力がすべて終了していることが計算の前提となる。

（注6）裁判員候補者の員数の割当後、裁判員候補者予定者名簿の提出までの間に市町村合併が予定されている場合であっても、割当て時点における市町村を基準に員数を割り当てれば足りるものと解される。

### 3 割当員数の通知及び本籍照会書の作成

刑事訟廷は、名簿管理システムを用いて照会書【書式例3】を作成する。

この照会書では、割当員数を通知するとともに、裁判員候補者予定者の本籍も照会することとしている（あて名も市町村の選挙管理委員会と市町村長の連名としている。）。

ここで本籍を照会するのは、後に裁判員候補者の前科の有無を検察庁に照会する際、本籍情報が必要であるからである。もとより、事件ごとに裁判員候補者をくじで選定する都度、市町村に対して五月雨式に本籍照会を行う方法もあるが、そうした方法をとるとなると、市町村及び裁判所の双方にとって事務負担が相当過大なものになると考えられる。そこで、こうした煩雑な事態を回避するため、規則10条の規定を設けて、裁判員候補者予定者名簿の送付に併せて、その本籍を一括して回答してもらうことを可能とする措置を講じたものである。

本籍の照会は、法12条2項の公務所照会に基づいて行われるものであるが、この照会に対し、市町村は応答義務を負っている（解説79ページ参照）。

なお、規則10条が予定している方式によって本籍照会を行う場合、照会自体は裁判員候補者となる前の段階で行われることになるわけであるが、一方で法12条2項は何ら照会時期を制限していないと解されることから、特段の問題は生じない。

### 4 割当員数の通知及び本籍照会書の送付

刑事訟廷は、9月1日までに、市町村の選挙管理委員会及び市町村にあって、3の照会書とともに、裁判員候補者予定者名簿（電子データ）の暗号及び復号化に必要な暗号鍵（パスワード）を記載したメモ書きを同封して、書留郵便により送付する。

#### (1) 送付期限及び回答期限

裁判員候補者予定者名簿の送付期限は、10月15日である（法22条）。本籍についても、裁判員候補者予定者名簿に付して回答してもらう必要があることから、その回答期限は10月15日に合わせておくべきである。

### (2) 暗号化の依頼

照会書と併せて送付した前述の暗号鍵（パスワード）（注7）を記載したメモ書きに基づいて裁判員候補者予定者名簿（電子データ）に暗号化の措置を施すよう、市町村に対して依頼することになる。

### 5 裁判員候補者の補充の場合の措置（法24条）

取り扱う対象事件数や裁判員候補者の辞退人数が当初の見込みより多い等の事情により、その年に必要な裁判員数を確保することが困難な事態が生じた場合、裁判員候補者を補充することができる（注8）。

万が一補充を行う場合には、補充すべき裁判員候補者の員数を決定した上、2から4までに記載したのと同様の処理を行う。その際、改めて市町村の選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者の数の照会を行う必要はなく、前年のうちに照会回答を受けた数を基に割り当てれば足りる。

### 市町村における裁判員候補者予定者名簿の調製等事務

#### 1 裁判員候補者予定者名簿の基となる選挙人名簿

員数の割当てを受けた市町村は、最高裁判所から配布された名簿調製プログラムを用いるなどして、裁判員候補者予定者名簿を調製するとともに、これに本籍を付することになる。

裁判員候補者予定者の選定は、その時点における最新の選挙人名簿に

（注7）この暗号鍵（パスワード）は、取扱区域内の市町村選挙管理委員会ごとに異なるものとする必要はなく、1個の暗号鍵を作成して各市町村の選挙管理委員会に周知すれば足りる。

（注8）裁判員候補者の補充は、市町村、裁判所双方にとって事務負担が相当重いことから、制度があることはともかくとして、実際には避けるべきである。ちなみに、当初の裁判員候補者名簿を調製した後、翌年末ころに裁判員候補者を補充するまでの間に市町村合併や政令指定都市への移行が生じたような場合には員数の割当計算の前提として前年に聴取した選挙人名簿登録者数をそのまま用いることができるのかという点に関する考慮も必要であり、その取扱いの方法いかんによっては、事務処理が相当複雑になりかねないといった問題もある。したがって、当初の裁判員候補者名簿の員数を決めるに当たっては一定程度の余裕を持たせておく必要があろう。

基づいて行われる。

地方裁判所による割当員数の通知期限は9月1日、市町村の選挙管理委員会による裁判員候補者予定者名簿の送付期限は10月15日であることから、基礎となる選挙人名簿は、9月登録時（公職選挙法19条2項）のものとなることが多いと想定される（注9）。

## 2 裁判員候補者予定者名簿調製直前の選挙権の得喪

登録時から実際に裁判員候補者予定者名簿を調製するまでの間に、住民の選挙権に異動があったような場合には、次のとおり取り扱われることになる。

### (1) 選挙権を喪失した場合

死亡した者、転出後4か月を経過した者等は、選挙人名簿から抹消される（公職選挙法28条1号、2号、27条1項後段等）。ただし、抹消の手続を行う頻度は市町村によってまちまちであるため、場合によっては、住民の選挙権喪失の事実が選挙人名簿に反映されていない場合もあり得る。ただ、そうした場合に裁判員候補者予定者として選定された者の中に選挙権を喪失した住民が含まれていたとしても、その後の選挙管理委員会からの通知（法23条4項）や法25条に基づく裁判員候補者名簿の記載通知以降における裁判員候補者からの申告など、選挙権喪失の事実を把握する機会はあり、これを受けて裁判員候補者名簿から消除することとなるため、特段問題は生じない。

### (2) 選挙権を取得した場合

転入後3か月を経過した者、20歳に達した者等は定時登録又は選挙時登録を経ることにより、選挙人名簿に記載されることになる。その

(注9) 9月登録時から裁判員候補者予定者名簿の調製時点までの間に選挙時登録（公職選挙法22条2項）を行っている場合は、選挙時登録後のものを基礎として調製することになる（解説118ページ）。なお、市町村の選挙管理委員会において、裁判員候補者予定者名簿の調製のためのみを理由にして、改めて選挙人名簿の登録を行うまでの必要はない。

ため、定時登録や選挙時登録と裁判員候補者予定者名簿調製との間に、転入後3か月経過、20歳到達といった要件を満たして觀念的に選挙権を取得した者がいるとしても、それらの者は未だ選挙人名簿に記載されていないことから、裁判員候補者予定者を選定するためのくじの母体には入らない。

### (3) 二重登録

転入後3か月を経過し、転入後の市町村の選挙人名簿に登録された者が、その時点で転出から4か月を経過していないような場合には、転入後と転出前両方の市町村において裁判員候補者予定者として選定されるケースというのもごくまれに生じ得る。そうなると、当該裁判員候補者にとって過度の負担が生ずるのではないかといった形で疑問を持たれる向きがあるかもしれないが、法律上これを回避することは想定されていない。ただ、通常は、一方の地方裁判所における裁判員等選任手続期日に出頭することで、他方の裁判所から重ねて呼出しを受けたとしても、過去1年以内に裁判員等選任手続期日に出頭したことを理由に辞退の申立てをすることができる（法16条6号）ことから、実質的に過度の負担が生ずることはないと考えられる。

## 第3 裁判員候補者予定者名簿の受領、裁判員候補者名簿の調製等

### 1 総論

裁判員候補者予定者名簿は、法律上、紙によって調製することが原則とされており、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）による調製は二次的な方法と位置付けられている（法21条3項）。しかし、裁判員候補者名簿の調製（法23条1項、2項）、名簿記載通知（法25条）、地方裁判所による調査（規則15条）といった裁判員候補者予定者名簿受領後の各種事務を限られた期間内に確実に処理するためには、やはり磁気ディスクによる裁判員候補者予定者名

簿を受領しておく必要性が高い。また、磁気ディスクは、暗号化処理などのセキュリティ対策を施すことも可能である。そこで、最高裁判所では、市町村の選挙管理委員会が簡易迅速に磁気ディスクによって裁判員候補者予定者名簿の調製を得るよう、市町村に名簿調製プログラム及び必要なソフトウェアを配布している（9ページのコラム参照）。

## 2 裁判員候補者予定者名簿（電子データ）の受領

- (1) 市町村の選挙管理委員会は、地方裁判所に対し、10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を送付しなければならない（法22条）。
- (2) 市町村の選挙管理委員会から送付された裁判員候補者予定者名簿（注10）を受領する際には、併せて送付を受けた送付書上に受付日付印を押捺する。
- (3) その上で、名簿の電子データについては、市町村によって暗号化の措置が施されているので、暗号ソフトウェア及び前述の暗号鍵（パスワード）を利用して、復号化した上、名簿管理システムに取り込む（注11）。その際に、併せて裁判員候補者予定者名簿の記載内容（特に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」等を送付するのに必要となる氏名及び住所）に明白な誤りがないかどうか確認するよう努める。
- (4) 氏名、住所等の記載内容に誤りがあることが確認された場合のほか、名簿管理システムが自動的に行う裁判員候補者予定者名簿のエラーチェックにおいてエラーが確認された場合には（注12）、当該名簿を送付した市町村の選挙管理委員会に対し、その旨通知して補正を求める必要がある（注13）。具体的には、エラーを修正した裁判員候補者予定者名簿の電子データを改めて再度送付してもらう必要がある。
- (5) 市町村の選挙管理委員会から補正後の裁判員候補者予定者名簿のデータ

（注10） 裁判員候補者予定者名簿の電子データは、暗号化された上、CD-R等の媒体に保存されて送付される。

（注11） 取り込んだデータは、直ちに中央のデータベース・サーバに送信される。

（注12） このエラーチェックは、中央のデータベース・サーバにおいて、当日取り込んだデータを夜間の一括処理（夜間パッチ）の方法によって行うため、結果が判明するのは翌日以降となる。

送付を受けた後における処理は、(2)以下と同様である。

## 3 裁判員候補者名簿の調製

- (1) 取扱区域内市町村の裁判員候補者予定者名簿がすべて名簿管理システムに取り込まれた段階で、システム上、裁判員候補者名簿の調製が可能となる。
- (2) 刑事訟廷は、名簿管理システムにより、裁判員候補者名簿の調製をシステム上で指示する。

### コラム～名簿調製プログラムについて

裁判員制度の下において、市町村の選挙管理委員会は、毎年、選挙人名簿に登録されている者の中から、地方裁判所から通知された員数の裁判員候補者予定者をくじで選定し、選定した者の氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製して、これを地方裁判所に送付しなければならない（法21条、22条）。また、地方裁判所は、市町村に対し、裁判員候補者の本籍の照会をするときには、当該市町村の選挙管理委員会が当該地方裁判所に送付する裁判員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる（規則10条）ことから、裁判員候補者予定者名簿の送付と併せて、市町村が本籍を回答するという運用が想定されている。

この市町村の選挙管理委員会及び市町村における一連の事務処理を簡単な操作で迅速かつ確実に実現するためのツールが、最高裁判所が平成20年6月に市町村に配布した名簿調製プログラムである。

（注13） 名簿管理システムが自動的に検知したエラーについては、同システムからエラーの内容を表示した帳票が 출력されるので、補正を求める際に活用が可能である。

なお、市町村の選挙管理委員会から送付された電子データの中に、裁判員候補者予定者の氏名等の外字を表示させるのに必要な外字画像ファイルが存在しない場合にもエラーの内容を表示した帳票が 출력されるので、名簿管理システムの裁判員候補者予定者名簿更新の機能を利用して、氏名等の該当する箇所に代替する文字を登録し直す必要がある。

名簿調製プログラムに実装された各種機能、すなわち市町村ごとに千差万別である文字体系を汎用性の高い文字体系（具体的には、住民基本台帳ネットワークで用いられている統一文字コード）に変換する機能やくじ機能などのほか、このプログラムとともに配布するソフトウェアを用いて統一文字コードによる直接入力を行ったり、暗号化を施すことで、迅速かつ確実に本籍付きの予定者名簿を電子データで調製することが可能となる。

こうした電子名簿を地方裁判所が名簿管理システムに取り込むことで、裁判員候補者名簿も迅速かつ確実に調製することが可能となる。

裁判員制度の入口に位置する名簿調製事務が滞れば、裁判員制度の円滑な実施はままならない。このことから、名簿調製プログラムは裁判員制度の円滑な実施に不可欠のプログラムであるといえよう。

もっとも、この便利なプログラムも、各地方裁判所と市町村及び選挙管理委員会との良好な関係が基礎になければ活かすことはできない。裁判員候補者名簿の調製時期はもとより、裁判員候補者予定者の死亡等の通知に関するやりとりや各種連絡協議会等の機会を通じ、通年にわたって緊密な連携を図っていくことが何より肝要であろう。

なお、名簿調製プログラムは、多くの市町村の選挙管理委員会において、検察審査員候補者予定者名簿の調製のためにも使われる。名簿調製プログラムによって調製された裁判員候補者予定者名簿と検察審査員候補者予定者名簿の区別を徹底し、送り間違いがないよう、市町村の選挙管理委員会には注意喚起をしておくことが相当である。

#### 第4 裁判員候補者への通知及び地方裁判所による調査

##### 1 概 説

###### (1) 裁判員候補者への通知（法25条）

地方裁判所は、裁判員候補者名簿の調製をしたときは、当該名簿に記載された者に対し、その旨通知しなければならない（法25条）。これは、い

ずれ裁判員候補者として裁判所から呼び出されたり、裁判員として選任されたりする可能性があることから、あらかじめ心積もりをしてもらう趣旨で行うものである（解説126ページ参照）。

###### (2) 地方裁判所による調査（規則15条1項）

裁判員候補者名簿を調製する前年末ころの時点において、同名簿から消除する事由に該当するか、年間を通じて辞退事由に該当する裁判員候補者があらかじめ辞退を希望するか等について調査の上、速やかに該当者を同名簿から消除し、又は裁判員等選任手続期日に呼出しをしない者と位置付けることによって、結果として無用な呼出しを避け、裁判員候補者及び裁判所の負担を軽減し得る。このため、この点に関する調査票を(1)の通知と併せて裁判員候補者に送付する運用とすることとしている。

具体的には、次のアからウまでの事由に該当するかどうか（ア及びイの内訳については、更に19・20ページの一覧表参照）について、裁判員候補者に対する調査票により調査を行う。

なお、一覧表にも示したとおり、一定の類型については、疎明資料を求める必要があると考えられるが、仮に疎明を要する類型について疎明資料が提出されない場合であっても、この段階で積極的に裁判員候補者に連絡を取って、提出を促すまでの必要はないであろう。

###### ア 就職禁止事由

調査票においては、まず法15条1項各号の就職禁止事由に該当するか否かについて質問をするとともに、必要な疎明資料の提出を求める（注14）。

###### イ 年間を通じて該当する定型的辞退事由

定型的辞退事由とは、法16条各号及び「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」（以下「辞退政令」という。）に定められた辞退事由のうち、一律かつ定型的に判断できるものをいう。このうち、調査票で把握することを予定しているのは、年間を通じて該当し得る定型的辞退事由である（具体的

な事由の内訳については、19・20ページの一覧表参照)。

#### ウ 裁判員になることが特に難しい月

調査票では、裁判員になることが特に難しい月（以下「参加困難月」という。）についても、あらかじめ把握しておくことが有益である。参加困難月とは、例えば、田植え・刈取りといった農繁期や株主総会直前といった業務繁忙期であるなどの事情があって、月の大半にわたって裁判員となることに支障のある（法令に基づく辞退事由があると見込まれるという趣旨）特定の期間のことをいう。参加困難月の申立ての月数については、平成18年度に実施したアンケートにおいて、国民の多くが2か月程度は参加困難な月があると回答していることや、他方で月数を増やせば増やすほど裁判員候補者名簿の規模が肥大化してしまうといった点なども考慮し、2か月を上限とするのが相当である。

この参加困難月の申立てを受けた後の審査は、実際には、受訴裁判所が呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定した後の段階において、申立者につき、当該申立てに係る事情が法及び辞退政令に定められた辞退事由に該当するかどうかを判断していくことになる。単に申し出さえすれば、法や辞退政令に定められた辞退事由とは無関係に裁判員としての義務を免除するといった運用を想定するものではないし、そういった運用は、法との関係からいってそもそも許容されない。

#### 2 通知及び調査票の送付時期

通知及び調査票の送付については、11月上旬ころに行うことが相当である。

(注14) これに対し、イの定型的辞退事由のうち重い疾病又は傷害の場合については、疎明資料がなくとも、回答票に記載された具体的事情を基に辞退の判断を行うことも、記載の中味によっては可能と思われる。その意味で、疎明資料の提出は必須ではない。ウの裁判員になることが特に難しい月については、回答票の内容のみから辞退の判断を行うことになろう。

なお、この調査票の段階では、欠格事由（法14条）に該当するかどうかの調査は行わない。前科の有無は、欠格事由の一つであるが、これについては、後に個別事件ごとに裁判員候補者を選定した際に行う、地方検察庁に対する前科照会によって確実に把握し得るからである（39ページ参照）。

#### 3 事務処理の流れ

通知及び調査は、本来、地方裁判所が行うべき事務であるが、作業量や効率性に鑑み、最高裁判所において事務を執り行う。具体的には、通知書及び調査票の発送、集計等の業務を外部業者に委託することを想定している（注15）。以下に、その関連の事務処理の流れを記す（15ページに図式化したフロー図を記す。）。

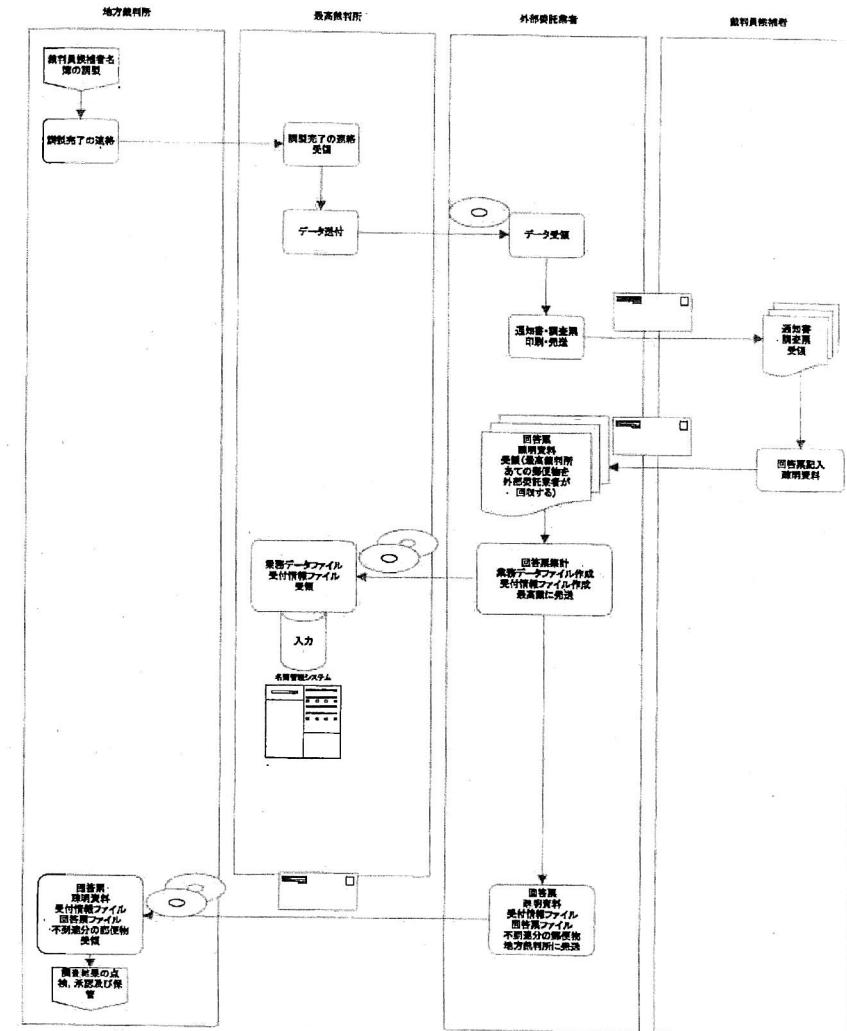
- (1) 地方裁判所は、裁判員候補者名簿の調製を終えた後、最高裁判所に対し、その旨を電子メール等により連絡する。
- (2) これを受けて、最高裁判所は、裁判員候補者名簿の電子データを外部委託業者に送付し、通知及び調査に関する必要な事務を委託する。  
調査事項は、既に述べた①就職禁止事由該当の有無、②年間を通じた定型的辞退事由の申立ての有無、③参加困難月の有無に加え、④住所・氏名変更の有無等である。
- (3) 外部委託業者は、裁判員候補者に対し、①通知書《書式例4》、②調査票、③回答票、④調査票の回答要領、⑤パンフレット、⑥返信用封筒、⑦疎明資料に貼付すべきシール（注16）などを送付する。回答票等の返送先是、最高裁判所である。
- (4) 外部委託業者は、最高裁判所経由で返送を受けた回答票（(2)の④を除く。）を集計して、業務データファイル（名簿管理システムに取り込むものである。）を作成するとともに、受付情報ファイル（注17）を作成して、これらを最高裁判所に納入する。併せて、回答票を綴ったファイル及び疎明資料を綴ったファイル、受付情報ファイル及び回答票ファイル（注18）並びに裁判員候補者に届かずに返戻されてきた郵便物等を地方裁判所ごとに区分けして送付する（地方裁判所におけるその後の事務処理については、後

(注15) 外部委託業者に対しては、守秘義務を課すことはもとより、万が一にもデータの漏出事故が生じないよう、万全の措置を求める。

(注16) このシールには、あらかじめ裁判員候補者IDをバーコード印字しておき、疎明資料が裁判員候補者から返送された際に、疎明資料に貼付されたシールをバーコードリーダーで読み取って、システムへの審査結果登録に役立てることになる。

記4に示すとおりである。)。

なお、集計期限後等に裁判員候補者から返送された郵便物については、委託業者に集計事務を行わせることができないため、委託業者あるいは最高裁判所から地方裁判所あてに郵便物を送るので、各庁において必要な処理（後記4、第6の1参照）を行う必要がある。ごくまれとは思われるが、裁判員候補者から地方裁判所あてに直接回答書が送られてきた場合も同様である。



(注17) 受付情報ファイルは、裁判員候補者の回答のうち、必ずしも名簿管理システムで管理する必要のない情報を記録したファイルであり、地方裁判所に納入される予定である。このファイルの中味は、①裁判員候補者ID（裁判員候補者に付する10桁の固有番号）、②裁判所名、③外部委託業者の回答票受付日、④裁判所の受理日（納入後に、裁判所で入力）、⑤説明資料の提出の有無、⑥説明資料用シールの貼付の有無、⑦住所変更の有無、⑧氏名変更の有無、⑨就職禁止事由の申立ての有無、⑩定型的辞退事由の申立ての有無、⑪回答票を綴ったファイルの分冊番号、⑫説明資料の写しを綴ったファイルの分冊番号などからなる。受付情報ファイルの具体的な利用方法については、(注19) 参照。

(注18) 回答票ファイルは、裁判員候補者から返送された回答票がそのものをPDF（画像データ）化したファイルである。このファイルは、裁判員候補者IDをファイル名に盛り込むことで、回答票そのものを検索、閲覧することなく、PC上で同時に検索、閲覧することを可能とするものである。

#### 4 調査結果の点検及び一次審査

##### (1) 氏名又は住所の変更

刑事訟廷は、受付情報ファイルを用いて、裁判員候補者の氏名・住所変更の有無を確認し（注19）、変更がある裁判員候補者については、回答票ファイルに当たって内容を確認した上、名簿管理システム上の当該裁判員候補者のデータを更新しておく。

##### (2) 就職禁止事由該当者及び定型的辞退事由該当者

裁判員候補者からの回答票の回答内容を名簿管理システムに取り込んだ段階では、あくまで裁判員候補者の申立て内容がシステムに反映されているに過ぎないので、これについての点検や審査を刑事訟廷で行った上、名簿管理システムにその結果を反映させておく必要がある。

審査の性質は、就職禁止事由と定型的辞退事由とで異なるものである。すなわち、就職禁止事由については、当該事由があると認められる者を直ちに裁判員候補者名簿から消除しなければならない（法23条3項）。消除の主体は、地方裁判所であるが、実際には名簿管理システムで名簿を管理している刑事訟廷がこの事務を行うことになるであろう。これに対し、定型的辞退事由を申し立てた者について、それが法令の定める辞退事由に該当するか否かを判断する主体は、究極的には受訴裁判所でしかあり得ないところ、この段階では個別の事件が係属しておらず、その意味で受訴裁判所を観念し得ないわけである。他方で、前年のうちに定型的辞退事由に該当する者を名簿管理システムに登録するなどして無用の呼出しを避けるメリットが大きいことは前述のとおりであるから、その前提として、刑事訟廷において一次審査を遂げておくのが有用である（注20）。

次いで、審査の方法であるが、裁判員候補者に疎明資料の提出を求める類型のものとそうでないものとの間で具体的な事務処理も異なってくるも

（注19） 受付情報ファイルは、表形式のファイルであり、各候補者の候補者IDとともに、氏名又は住所変更の有無についても一覧表示されることから、これを用いて変更がある候補者のIDを確認して、事後の検索等に役立てることが可能となる。

のと考えられる。そこで、以下、こうした疎明の要否という観点から分類した上、それぞれの事由について処理の概略を説明することとする。

##### ア 疎明資料が不要な類型

###### (ア) 70歳以上の者

裁判員候補者の年齢は、疎明を要するまでもなく、既に名簿管理システムに存在する生年月日のデータから明らかである。そこで、処理としては、同システムに基準日（例えば、前年の12月31日）を入力し、基準日の翌日（翌年の1月1日）現在において70歳に達している申立て者につき、一括して辞退を承認する（注21）。

###### (イ) 過去に裁判員等に選任された履歴のある者

裁判員等に選任された履歴については、名簿管理システムで一定期間管理し続けるため、同システムで履歴の有無、内容を検索、確認した上、辞退事由に該当すると判断した場合は、その旨を同システムに登録する。検索の手順としては、まず、受付情報ファイルから本事由に基づき辞退を申し立てている裁判員候補者を抽出し、その氏名、生年月日や申立てに係る裁判所名などを確認した上、これらを検索条件として名簿管理システムに入力し、検索することになる。

###### (ウ) 過去に検察審査員等に選任された履歴のある者

一方、検察審査員又は補充員に選任された履歴については、名簿管理システムでは管理しないため、受付情報ファイルから同様の方法で抽出した情報を基に、申立てに係る検察審査会に対して、選任履歴を

（注20） 刑事訟廷によるこの審査の性格は、当該裁判員候補者が個別事件の裁判員候補者に選定された後に受訴裁判所によって行われる辞退に関する判断に先立つ事前準備というべき性質のものであり、かかる性質を踏まえ、裁判官との間で緊密な連携を図るなどして、どのようなものが辞退事由に該当するかについて共通認識を形成しておく必要があろう。そして、その審査結果は、重要な資料として受訴裁判所がこれを用いることになろう。

（注21） 基準日以後に70歳を迎える予定の裁判員候補者については、回答票提出後にその内容の追加・変更の申出があった場合（23ページ第6の1(1)参照）や、個別事件の呼出しの機会に送付する事前質問票により対応することになる。

照会する方法によることになる。

#### イ 疎明資料が必要な類型

##### (ア) 就職禁止事由該当者

就職禁止事由の有無については、疎明資料（身分証等）に基づいて点検した上、審査の結果、就職禁止事由に該当する裁判員候補者を名簿管理システム上の裁判員候補者名簿から消除する（法23条3項、規則13条）（注22）。

裁判員候補者から提出された疎明資料には、裁判員候補者IDのバーコードを印刷したシールがあらかじめ貼付されているので、そのバーコードを読み取って処理をすることになる。

なお、疎明資料がなかったり、又は疎明が不十分の場合、この段階でわざわざ当該裁判員候補者に連絡を取って資料追完を求めるこまでは不要であり、呼出しの機会に送付する質問票又は裁判員等選任手続きの期日における質問により判断すれば足りると思われる。

##### (イ) 学生又は生徒；重い疾病又は傷害により出頭困難な者

疎明資料の点検方法や、疎明が不十分であった際の取扱方法などは、(ア)で就職禁止事由について述べたのと同様である。

なお、ここでは名簿を消除することなく、年間を通じて定型的辞退事由に該当する旨の審査結果を名簿管理システムに登録しておくことになる。

もっとも、重い疾病又は傷害を理由とするものについては、一律に疎明資料を求めるのも裁判員候補者の負担という観点からは酷な場合もあるであろうから、疎明資料を提出しない取扱いも許容されよう。そうした場合には、疎明資料を提出していない当該裁判員候補者を受付情報ファイルから抽出した上、直ちに回答票ファイルに当たって、そ

(注22) 名簿管理システム上の消除方法は、物理消除ではなく論理消除である。論理削除とは、データの消除に当たって、実際にデータを消し去るのではなく、該当箇所を墨塗りにする方法をいう。

こに記載された具体的な事情を基に辞退に関する判断を行う必要がある。

調査票で調査する就職禁止事由及び年間を通じて該当する定型的辞退事由について

調査事項	根拠条文	説明	システムによる確認の可否	疎明資料
就職禁止事由 一定の職業に就いている者	法15条1項各号		×	身分証明書等
年齢70年以上	法16条1号	年齢70歳以上の者は、裁判員となることについて年間を通じて辞退の申立てをすることができる。裁判員候補者名簿が開設された年の翌年に70歳になる者は、年間を通じては辞退の申立てをすることができない。（職務從事予定期間（裁判員法27条1項）によっては、辞退事由に該当しない場合があるということである。）	○	不要
学生又は生徒	法16条3号	最終学年に在籍する場合、卒業後は学生又は生徒の身分を失うことから、年間を通じては辞退の申立てをすることができない。したがつて、仮に卒業後直ちに大学院等別の学校に進学する予定があつても、呼出しの機会に個別に判断するのが相当である。	×	学生証等の写し
定型的辞退事由 過去4年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあつた者	法16条4号	裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること4年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあつた者は、年間を通じて辞退の申立てをすることができる。裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること4年を超える、5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあつた者は、年間を通じては辞退の申立てをすることができない（職務從事予定期間（裁判員法27条1項）によっては、辞退事由に該当しない場合があるということである。）。	○	不要
過去2年以内に選任予定裁判員であった者	法16条5号	裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること2年以内に選任予定裁判員であった者は、定型的辞退事由に該当する。裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること2年を超える、3年以内に選任予定裁判員の職にあつた者は、年間を通じては辞退の申立てをすることができない（職務從事予定期間（裁判員法27条1項）によっては、辞退事由に該当しない場合があるということである。）。	○	不要
過去4年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者	法16条7号	裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること4年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者は、定型的辞退事由に該当する。裁判員候補者名簿が開設された年の年末から遡ること4年を超える、5年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者は、年間を通じては辞退の申立てをすることができない（職務從事予定期間（裁判員法27条1項）によっては、辞退事由に該当しない場合があるということである。）。	×	不要

重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難である者	法16条8号イ	年間を通じて出頭が困難な程度の疾病又は傷害に該当すると認められない場合には、個別事件の呼出しの機会に判断することになる。	x	診断書、障害者手帳、介護手帳等、裁判員候補者の手元にあるもので、かつ、容易に写しを提出できるもののほか、本人又はその近親者の陳述書でもよい。
------------------------------	---------	--	---	--

### (3) 参加困難月の申立て

定型的辞退事由に関する審査がまさに大量定型処理になじむ性質のものであるのに対し、この参加困難月に係る辞退の理由は、それこそ仕事に関する個別事情など種々のものが含まれており、後に受訴裁判所が個別に判断していかない限り解決しない性質のもの（刑事訟廷で審査しようがないもの）といえようから、刑事訟廷には、こうした受訴裁判所の判断資料をその都度敏速に提供し得る態勢を整えておくことが求められる。

具体的に述べると、どの裁判員候補者が参加困難月として何月を申し立てているかという情報は、名簿管理システムに登録されている。事件ごとにくじで選定された裁判員候補者の中に職務従事予定期間と合致する月を参加困難として申し立てている者がいる場合には、その旨帳票上に表示されるので（「裁判員候補者一覧表（詳細版）」【書式例8】参照）、刑事訟廷においては、回答票ファイルから当該裁判員候補者に係る部分を検索の上、印刷し、受訴裁判所にこれを交付して、受訴裁判所が呼び出さない措置の要否に関する判断をする際の資料を提供する。

### 5 通知書等が不達の場合

あて所不明や転居先不明で裁判員候補者に通知書等を送付することができず、最高裁判所に返送された場合は、外部委託業者が作成すべき業務データファイルにその旨の情報を盛り込ませることとしているので、これがそのまま名簿管理システムに反映されることになる（注23）。

なお、外部委託業者に対し、改めて通知書等の再送を行わせることは想定しておらず、刑事訟廷においても同様である。

こうした通知書が届かなかった裁判員候補者についても、呼出しの際のくじの母体から排除するわけにはいかないが、仮にくじで選定されて、呼出状を送付したとしても不送達になることがほぼ確実であろうから、事実上の呼出不要者と位置付けて、呼び出さない措置とするのが相当であろう（注24）。

### 6 調査結果の保管

回答票を綴ったファイル及び説明資料を綴ったファイル等は、外部に漏れるおそれのない場所に保管しておく必要がある（注25）。

### 7 裁判員候補者の補充の場合

仮に、裁判員候補者の補充を行う場合は、年末に近い時期に行うものと想定されるが、この時期は、翌年の裁判員候補者名簿の調製に伴う事務や地方裁判所による調査を並行して行わなければならない時期であり、翌年と補充分の裁判員候補者名簿に関する事務が輻輳することで事務の混乱が生じかねない。こうした意味でも裁判員候補者の補充が必要となるような事態は、そもそも避けるべきである。

#### (1) 裁判員候補者への通知（法25条）

補充を行う年末に近い時期においては、外部業者に委託するための調達準備の時間的余裕など全くないことから、裁判員候補者に対する名簿記載通知は、もはや地方裁判所で行うほかない。

この場合、地方裁判所は、名簿管理システムを利用して「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」【書式例5】を作成し、裁判員候補者に普通郵

（注23）極めてまれなケースではあるが、外部委託業者が郵便物を回収する期限後に最高裁判所に不到達郵便物が返送されたような場合には、外部委託業者を経由せず、最高裁判所から地方裁判所に対して直接回送することになる。この場合には、外部委託業者が関与しないことになるので、地方裁判所において、名簿管理システムに不到達である旨の情報を直接入力する作業が必要になる。

（注24）通知書等が不達であることは、「裁判員候補者一覧表（詳細版）」【書式例8】により明らかになる。

（注25）回答票の回答内容については、PDF（画像）化されて、PCでの検索、閲覧も可能となるため（注18参照）、回答の現物や説明資料を後日確認する必要は基本的に生じないと思われるが、個人情報そのものに係る資料であるから、漏洩や紛失が生じないよう厳重に保管する必要がある。

便で送付することになる。

#### (2) 地方裁判所による調査（規則15条）

裁判員候補者の補充を行った場合でも、法令上は、地方裁判所による調査を行うことが可能であるが、既に述べたとおり、調査事務の外部委託もできない状況の下、地方裁判所において調査を実施することは現実的ではないと思われる。そもそも補充をする緊急状況に際して、個別の呼出しとは別個に定型的辞退事由の事前審査を行うなどといった事務処理を行う意味は相当薄いといえよう。

### 第5 裁判員候補者からの問合せへの対応

#### 1 総論

名簿記載通知がされた直後のころより、裁判員候補者から各種の問合せが集中的に寄せられると想定されることから、これに対応するため、最高裁判所においてコールセンターを設置する。

#### 2 コールセンターにおける対応内容

コールセンターでは、あらかじめ用意した「よくある質問と回答（FAQ）」に基づき、裁判員候補者からの各種質疑やクレーム等に対応することになる。

コールセンターの電話番号（毎年変更される予定）は、名簿記載通知書に記載するなどして、翌年の裁判員候補者名簿に載った者のみを対象に告知することとしているので、それ以外の一般の者から照会が寄せられるこことはないと考えている。

同様の理由により、呼出しを受けた裁判員候補者から問合せがコールセンターに寄せられることもないと想定されるが（通常は、地方裁判所に直接照会されると思われる。）、万が一照会されたような場合には、個別事件の具体的情報を何ら保有しないコールセンターにおいて対応することはおよそ不可能であるため、次項3による対応等をとることになる。

#### 3 地方裁判所への転送

コールセンターで受け付ける電話については、原則として、コールセンター

において対応を完結し、地方裁判所への転送は行わない運用とするが、例外的に地方裁判所に転送を行う場合として、以下のものを想定している。

なお、これらの問い合わせに該当する場合であっても、無条件に転送するわけではなく、FAQで対応できる問い合わせについてはコールセンターで対応し、不要な転送は行わない。

- (1) 名簿記載通知時に発送する書類等の再送依頼（紛失等の場合を想定）
- (2) 回答票に記載した事項の訂正の申し出や疎明資料の返却依頼（誤って原本を添付した場合等）
- (3) 傍聴希望、講師派遣依頼等
- (4) 点字翻訳や手話通訳の手配等の障害者等からの個別の相談や依頼
- (5) 裁判員候補者が死亡し、あるいは行方不明である等として家族その他の関係者から連絡があった場合
- (6) (1)以外の裁判員制度に関するパンフレット等の郵送・配布依頼
- (7) 個別事件で呼出しを受けた裁判員候補者から当該事件について照会を受けた場合など

### 第6 裁判員候補者名簿の管理

#### 1 裁判員候補者からの申立て

##### (1) 回答票に記載した事項の追加・変更

既に回答票を提出した裁判員候補者から、その後の事情変更等により追加・訂正が電話等の適宜の方式で申し立てられたような場合には、基本的にこれに応じる必要がある。追加・訂正事項としては、氏名又は住所の変更、年度途中から就職禁止事由に該当するに至ったこと（例えば、4月から一定の職務に就いたことなど）、年度途中で70歳に達して、以後、年間を通じて辞退を希望することなどが挙げられる。そうした場合、追加・訂正を要する事情を記載した書面（任意の書面で構わないが、氏名、住所、裁判員候補者IDなどを記載してもらうと便宜である。）及び必要に応じて疎明資料の提出を求めた上、第4の4と同様の審査を尽くして、審査の

## 第1章 裁判員候補者名簿の調製等

結果を名簿管理システムに登録しておく（注26）。提出された書面は、適宜の方法により保管する。

なお、裁判員候補者から、参加困難月の追加及び変更を希望する旨の連絡があったとしても、安易にこれを許すと、毎月毎月変更を求めてくるような事態を誘発しかねず、結果的に月数の上限を設ける意味がなくなってしまうことから、変更等を認めることは相当ではないであろう。他方、いつたん申し立てた定型的辞退を撤回する等の連絡を受けた場合には、特に問題も生じないことから、必要に応じて名簿管理システムのデータを更新することになる。

### （2）裁判員候補者の死亡

地方裁判所は、裁判員候補者が死亡したことを知ったときは、裁判員候補者名簿から消除しなければならない（法23条3項）。

裁判員候補者の死亡の事実は、市町村の選挙管理委員会からの通知（同条4項）や遺族からの申告等を契機として知り得ることになる。そのほか、呼出しをした際に遺族から連絡を受けることもあるであろうが、この場合に、例えば、死亡の疎明を求めるなどといった約子定規な対応をとることで遺族の心情を殊更害するようなことは、厳に避けなければならないであろう。

なお、死亡の確認は、必要に応じて行うことで足りると思われるが、どうしても確認する必要がある場合には、確認の方法としては、新聞のおくやみ欄で確認する方法、市町村に照会する方法などが考えられよう。

### 2 市町村の選挙管理委員会から死亡等の通知（法23条4項）があった場合の事務

#### （1）受付処理

市町村の選挙管理委員会から裁判員候補者予定者が死亡したこと又は選

（注26）なお、追加・訂正が申し立てられた時期や内容、件数等の事情に照らし、個別事件の呼出しの機会に送付する質問票の回答を反映する段階で対処すれば足りるケースもある。

## 第1章 裁判員候補者名簿の調製等・第2章 呼出状送達・事前質問票送付

挙権を有しなくなった旨の通知（注27）を受領した際は、受付日付印を押すなどして、受付処理を行う。

### （2）登録

刑事訟廷は、当該裁判員候補者について、名簿管理システム上の裁判員候補者名簿から消除する（法23条3項）（注28）。

## 第2章 呼出状送達・事前質問票送付

### 第1 呼び出すべき裁判員候補者の選定

#### 1 選定の準備

地方裁判所は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者の中から、受訴裁判所によって決定された員数の呼び出すべき裁判員候補者をくじにより選定する（法26条3項）。

#### （1）事件情報の授受

受訴裁判所は、公判前整理手続の終了後、速やかに裁判員等選任手続及び事件に関する情報を刑事訟廷に伝達する。具体的には、事件番号、事件名、被告人氏名、担当部、裁判官氏名、検察官及び弁護人の各氏名、公判期日の予定、裁判員数、補充裁判員数、呼び出すべき裁判員候補者数、裁判員等選任手続の期日、裁判員等選任手続の実施（集合）場所、出頭を命ずる時刻、事前質問票の発送形態（同時発送方式か分離発送方式か。33ページ参照）等がある。

刑事訟廷は、受理した情報を名簿管理システムに登録する。

#### （2）記録の保管

（注27）市町村の選挙管理委員会は、当該裁判員候補者予定者が死亡又は選挙権を有しなくなったか否かを常時追跡したり、定期的に調査等をするまでの必要はない；市町村長から住民が死亡したこと又は選挙権を有しなくなったことの通知を受け、その住民が裁判員候補者予定者であることを知ったときに、適宜、地方裁判所にその旨を通知すれば足りる。

（注28）消除方法については、18ページ（注22）参照

ア 呼び出すべき裁判員候補者の選定（法26条3項）から裁判員等選任手続の期日終了までの間は、主として刑事訟廷が関係事務を取り扱うことなると思われるので、選任記録（裁判員等選任手続関係の書類のうち訴訟書類として整理すべきものを綴る記録をいう。以下同じ。）は、刑事訟廷において保管することになる。

イ 選任記録には当たらない司法行政文書の類についても、刑事訟廷が保管することになる。その例としては、回答票、疎明資料、辞退の申立書（個別事件における呼び出すべき裁判員候補者の選定前までのもの）、前科照会回答書などがある。こうした資料が一定の範囲で受訴裁判所における辞退等の判断に用いられることがあり得るとはいえ、本来、これらは司法行政文書であり、高度の個人情報を含むものであることからすると、安易に文書の写しを作成したり、あるいはその写しを選任記録に綴るようなことは、極力避けるべきである。

回答票による回答内容のうち、とりわけ参加困難月に係る辞退申立てに関する部分は、受訴裁判所にこれを提示する必要があるところ、既に述べたとおり、実際には、PDF化された回答票ファイルから必要部分を印刷して提供することになる。受訴裁判所が使い終わった後は、回収した上、刑事訟廷において確実に破棄する。

なお、疎明資料及び辞退の申立書については、選任記録に綴る必要があるもの（注29）も存在するので、これらと混在させることがないよう注意を要する。

### (3) 選定日時等の決定

刑事訟廷は、呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定する日時及び場所を定め、名簿管理システムによって「呼び出すべき裁判員候補者の選定について」【書式例6】を作成する。

その日時及び場所については、検察官及び弁護人に通知する必要がある

(注29) 個別事件ごとにくじで選定された裁判員候補者から提出された疎明資料及び辞退の申立書は、訴訟記録であり、選任記録に綴る必要がある。

が（法26条4項）、通知は電話やファクシミリ等適宜の方法で行い、通知したことを書面上明らかにしておけば足りる。

### 2 選定の当日

選定の当日は、刑事訟廷において、名簿管理システムによるくじを実施する。

検察官及び弁護人は、このくじに立ち会うことができるが（法26条4項）、くじの実施要件として立会いが不可欠というわけではない（注30）。

### 3 くじの実施者

くじの実施者については、各庁の実情に応じて決めるこことなろうが、例えば、裁判員調整官とすることなどが考えられる。

### 4 選定録等の作成

選定録【書式例7】（規則16条）を作成する趣旨は、選定の内容を記録化することで、呼び出すべき裁判員候補者の選定が公正に行われたことを事後的にも明らかしておくことにある。

選定録には、事件番号、被告人氏名、選定日時・場所、立ち会った検察官・弁護人氏名、選定すべき裁判員候補者数、選定方法及び選定された裁判員候補者の氏名等を記載する。

選定録は、名簿管理システムを用いて作成することができる（注31）。

選定録は司法行政文書であり（注32）、作成名義は地方裁判所（地方裁判所支部）である。ただし、選定録には、選定が公正に行われたことを明らかにする公証的な側面があることから、実際に選定事務を担当した者が末尾に押印することが相当である。この場合、選定事務担当者が作成名義人であると混同されるおそれがあるので、選定事務担当者の記名・押印については、

(注30) くじの実施場所としては名簿管理システムを利用することができます、なおかつ、立会人の目にみだりに不要な情報（各種個人情報に係る資料など）が触れることのない環境を整えておく必要がある。

(注31) 選定録【書式例7】の「その他」の欄は、システム画面上テキストボックスを用いての入力となる。ちなみに、テキストボックスの初期表示は、「立ち会った検察官及び弁護人からは、異議等は出されなかった。」と設定している。

(注32) 司法行政文書の取扱いについては、1ページ（注2）及び84ページ以下の表を参照

作成名義人ではないことを明確にする趣旨で、括弧書きすることが相當である。

## 〔記載例〕

「平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇地方裁判所〇〇支部  
(選定事務担当者 裁判員調整官 〇〇 〇〇 印)」

刑事訟廷は、選定後速やかに、くじで選定した裁判員候補者の内訳(年間を通じた定型的辞退事由、参加困難月の申立ての有無等)を明らかにした「裁判員候補者一覧表(詳細版)」(注33)【書式例8】を名簿管理システムによって作成し、受訴裁判所に交付する。

## 5 呼び出さない措置

受訴裁判所は、地方裁判所から受領した「裁判員候補者一覧表(詳細版)」【書式例8】を基に、年間を通じた定型的辞退事由該当者及びて所不明又は転居先不明であった裁判員候補者について、呼び出さない措置をとる(注34)。

さらに、当該月(職務従事予定期間とされている月)を参加困難月(注35)として申立てをしている裁判員候補者がいる場合には、呼び出さない措置を

(注33) この一覧表は、呼び出すべき裁判員候補者を選定するくじの結果を概観するための資料であるとともに、呼び出さない措置をとるか否かを判断する際の管理表として活用するためのものである。この一覧表では、裁判員候補者について、呼び出さないグループ、呼び出すか否かの判断を要するグループ、呼び出すグループごとに順に表示される。

また、「過去の不出頭」欄は、あくまで、出頭率を予測するためのものである。

さらに、「呼び出さない措置(その余)」欄は、呼出状と事前質問票を分離して発送する場合において、事前質問票(回答)に基づき辞退を認めたような者であることを示す欄である。受訴裁判所が自ら審査した結果をその都度手書きして付記するなどして管理していくことを想定している。

(注34) 調査票で申し立てられた定型的辞退事由に該当することや通知書等があて所不明等により不達となったことなどについては、名簿管理システムにその旨登録されており、これらは、「裁判員候補者一覧表(詳細版)」【書式例8】において、いずれも呼び出さないグループとして表示される。

(注35) 参加困難月については、12ページ参照

とるか否かの判断を行った上、その判断結果を刑事訟廷に通知する(注36)。

これを受けて、刑事訟廷は、呼び出さない措置がとられた裁判員候補者について、名簿管理システムを用いて辞退の承認登録を行う。その一方で、呼出しを行うべきその他の裁判員候補者に対する呼出状及び事前質問票を出すほか(後記第2)、「呼出候補者一覧表」【書式例9】(注37)を出力し、受訴裁判所に交付しておく。以後、受訴裁判所は、この一覧表を用いて、呼出取消しの状況や追加選定の要否等に関わる状況を管理していくことになる。

## 6 追加選定

「裁判員候補者一覧表(詳細版)」【書式例8】中、呼び出さない措置をとることが見込まれる裁判員候補者が予想以上に多く含まれている場合には、刑事訟廷は、追加選定の要否について受訴裁判所の判断を仰ぐ。

追加選定は、翌日以降の別の機会に実施することも可能であるが、当事者(検察官及び弁護人)の都合がつくのであれば、同日内に引き続き実施する方が合理的である(注38)。

受訴裁判所が追加選定を行う決定(追加員数の決定)をしたときは、これまで述べてきたのと同様の手順で、くじによる選定を行う。

追加選定を行った場合には、刑事訟廷は、追加選定分に係る「裁判員候補者一覧表(詳細版)」【書式例8】も作成した上、これを受訴裁判所に交付しておく。

(注36) 呼び出さない措置がとられた裁判員候補者については、裁判員候補者一覧表(詳細版)の備考欄等に付記し、記録に綴る等の方法により記録上明らかにしておくことが相当であろう。

なお、刑事訟廷への通知に際して、当該付記をした裁判員候補者一覧表(詳細版)の写しを交付する方法も考えられる。

(注37) 「呼出候補者一覧表」【書式例9】は、呼出し当初及び一定期間経過後(同時発送後の質問票回答期限経過後又は送達が一通り済んだ場合)にそれぞれ作成することになる。この表の「備考」欄は、呼出しを取り消した者などを手書きでチェックし、管理していくことなどを想定している。

(注38) その場合、追加選定の日時、場所を定める書面を、事後的に作成する運用はあり得る。

## 第2 呼出状送達・事前質問票送付

### 1 呼出状

- (1) 裁判員等選任手続の期日の呼出しは、呼出状の送達によってする（法27条2項）。

呼出状の作成名義は裁判所書記官である。呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨（法27条3項）のほか、職務従事予定期間を記載しなければならない（規則18条）。

呼出状【書式例10】は、名簿管理システムを用いて作成する。

名簿管理システムから出力される文書（呼出状）の標題は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」としている（注39）。

また、呼出状【書式例10】では、「公判などの手続が予定されている日」についても印字する。これは、職務従事予定期間の記載だけでは、裁判員となった場合に実際に来庁すべき日が分からることから、その点の便宜を図ることにしたものである。

なお、呼出状に被告人氏名等を記載することは相当ではない。これは、起訴されているという事実は特に慎重を期すべき個人情報であり、他方、裁判員候補者に対し被告事件に関する情報をあらかじめ通知する必要性は乏しいからである。

- (2) 呼出状には、案内状【書式例11】と呼出し以降の選任手続の流れ等につ

(注39) 呼出状という言い方は、国民によっては抵抗感を感じる場合もある。しかし、法において、裁判所は、裁判員等選任手続期日に裁判員候補者を呼び出さなければならないほか、この呼出しは呼出状の送達によってすることと定められている（法27条1項、2項）。

また、裁判員候補者として呼出しを受けたにもかかわらず、正当な理由もなく裁判所に出頭しない場合には、10万円以下の過料に処すことがあり得るところ、呼出状は、このような強い法的効果を生じさせる書面であり、そのことを確実に裁判員候補者に知らせる必要があることからすると、書面上に「呼出状」であることを明示する必要があると考えられる。

もっとも、書面上「呼出状」であることが分かればよいので、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」とした上で「呼出状」を括弧書きする程度の記載が無難かつ相当といえ、【書式例10】もこれによっている。

いて説明したパンフレット等を同封するのが相当であろう。

案内状は、裁判員候補者の便宜のため、各庁の実情に応じて、裁判所の案内図や問合せ先、受付時間、旅費及び宿泊料等に関する定型的な情報を掲載することになる。

### 2 事前質問票

受訴裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、例えば、辞退事由等の判断に必要な質問をするため、事前質問票を用いることができるとしている（法30条）。实际上も、呼び出すべき裁判員候補者を選定した後に、裁判員候補者に対して事前質問票を送付する（通常は、呼出状と同時に発送が多いと思われる。）取扱いがとされることになるであろう。

具体的には、「質問票送付の御案内」【書式例13】、事前質問票の回答要領、「質問票」（頭紙の部分【書式例12】）。なお、質問票の書式例については（注41）参照）、案内状【書式例11】等を裁判員候補者へ送付することになる。

裁判員候補者は、事前質問票に回答を記入した上、必要に応じて説明資料を添付し、裁判所へ返送する必要がある。

#### (1) 事前質問票の記載事項

事前質問票では、法30条1項に規定する判断に必要な質問のうち、欠格事由（法14条）又は就職禁止事由（法15条）に該当するか否か、辞退の申立て（法16条）を行うか及び行う場合にはその理由について主に質問をする（注40）。

特に、調査票による質問事項（年間を通じた定型的辞退事由）以外の辞退事由（法16条8号及び辞退政令1号から6号まで）について、当該事件の職務従事予定期間における具体的な事情に関する質問が中心となろう。

裁判員候補者の負担をなるべく軽減するためには、辞退事由が認められるような場合には、裁判員等選任手続の期日を待たずして、できるかぎり

(注40) 事前質問票では、被告事件の内容に関する事項の質問や不公平な裁判をするおそれに関する質問は行わない予定である。選任手続期日の前に、被告事件に関する情報等を裁判員候補者へ提示する必要性は乏しく、また、事件関係者のプライバシーの観点からも相当とはいえないからである。

早期に辞退を認める運用が望ましい。裁判員候補者がより具体的な事情を記載しやすくなるよう、事前質問票及びその回答要領の体裁等を工夫する必要がある。具体的な工夫としては、例えば、①事前質問票の回答要領に具体的な記載例を示すこと、②記載すべき事項を要素ごとに分析・分解して示すこと、③記載が不十分であるために書面審査によっては辞退事由ありと認め得ない記載例（「仕事が忙しい。」等）を示すことなどが挙げられる（注41）。

また、事前質問票には、質問事項のほか「質問票を返送し、又は持参しなければならない旨及びその期限」、「事前質問票に虚偽の記載をしてはならない旨」なども記載する（規則22条）。

なお、「質問票」（頭紙の部分【書式例12】）には、住所変更があった場合の新住所記載欄や連絡先となる電話番号の記載欄等も設けている。電話番号の記載欄を設けるのは、緊急時の連絡のためや、期日が切迫している場合に呼出取消通知を電話によって行うことがあり得るためである。

## (2) 疎明資料

受訴裁判所は、辞退事由等の判断を的確に行うために、事前質問票（回答）に併せて疎明資料の提出を求めることができる（規則23条）。

辞退事由を的確に判断するためには、疎明資料の添付を求めることが望ましい場合もあるが、その一方で、疎明資料の作成、入手のために裁判員候補者にかかる事務的及び経済的負担に加え、裁判員等選任手続の性質、裁判所における事務処理の負担等を勘案すると、裁判所から裁判員候補者に対し、積極的に疎明資料の提出を求めるような運用は妥当ではない（注42）。

事前質問票又は事前質問票の回答要領では、辞退の申立てをする際には、

(注41) 事前質問票については、各府において、引き続きこうした工夫を追求し続ける必要があると思われる。そうした点なども考慮し、名簿管理システムにおいては、事前質問票の体裁を厳格に定めることはせず、頭紙の部分【書式例12】をシステム帳票に取り込むほかは、辞退申立ての有無及びその事情等を尋ねる本体部分については各府が自由に作成し得るよう配慮することとした。

可能な範囲で疎明資料を添付するように促す程度にとどめ、定型的な疎明資料については回答要領等に例を挙げておくことが相当である。定型的な疎明資料の例としては、学生証の写し、身分証明書の写し、資格証明書の写し、診断書の写し、重い疾病傷害を負っている者やその近親者の陳述書、要介護認定者であることを証明する書面、障害者手帳の写しなどがある。

なお、一般的に裁判所から疎明資料の提出を積極的に促す運用が相当でないことは、既に述べたとおりであるが、例外的に、事前質問票（回答）だけでは辞退事由の存在が確からしいとまでは判断できないが、学生証の写し等、定型的かつ容易に提出し得る疎明資料があれば直ちに呼出取消しが可能となるといったような場合には、適宜電話等によって提出を促す運用も考えられるところではある。

## (3) 回答期限

裁判員候補者が回答を記載するのに十分な期間を確保し、事前質問票の発送から概ね10日程度の時期に設定するのが望ましい。

## 3 呼出状及び事前質問票の送付方法

### (1) 発送

呼出状は、原則として、裁判員等選任手続の期日の6週間前までに発送するようにしなければならない（規則19条）。

通常の事件（審理が3日程度の事件）では、呼出状と同時に事前質問票を発送する同時発送方式によることが相当である。

他方、審理期間が5日を超えるような長期審理事件の場合には、事前質問票を呼出状に先行させて発送した後、呼出状を発送する分離発送方式によることが相当である。これは、このような事件では、辞退を認めるべき者が相当数いると予想されるため、事前質問票を送付した段階であらかじめ辞退に関する判断を行い、人数を絞り込んだ上で、正式に呼出状を発送

(注42) 質問票に虚偽記載をして裁判所に提出した場合には罰則があり（法110条）、その意味で一定の真実性が担保されていることから、疎明資料の提出がなくとも、事前質問票に対する回答内容等により辞退事由の存在が一応確からしいと判断できる場合には、呼出取消しを認めるなどの柔軟な対応が望ましいと考えることもできる。

する取扱いが合理的であると思われるからである。

分離発送方式の場合は、裁判員候補者の日程調整の便（3日程度の事件に比べて、より調整が困難と考えられる。）等を考慮し、例えば、事前質問票を裁判員等選任手続期日の8週間前ころに発送し、その後、呼出状を6週間前ころに発送するような取扱いが相当であろう。

ところで、裁判員等選任手続の期日と呼出状の送達との間には、少なくとも2週間の猶予期間を置かなければならないとされている（規則20条）。この猶予期間に反して呼出状が送達された場合であっても、裁判員候補者が任意に出頭して選任されたときは、選任の効力に影響はないと考えられる。もっとも、呼出状の送達が規則20条に違反することが、不出頭に対する過料の制裁に関する「正当な理由」（法112条1号）の判断の際に考慮されることはあり得るであろう。

### (2) 呼出状の送達結果

呼出状の送達結果については、不送達の場合のみ、名簿管理システムに登録する。

呼出状が留置期間満了やそれ以外の転居先不明等の理由によって不送達となった場合であっても、通常は一定数が不送達となるであろうことを見込んだ上で、呼び出すべき裁判員候補者の員数を定めているであろうから、特に再送達を行うまでもないケースが多いと思われる（なお、実際上は、再送達しても不奏功になる可能性があるし、転居先を調査するなどの事務負担も大きいといえる。）。

留置期間満了以外の転居先不明等の理由により不送達が確定した裁判員候補者については、以後、別の事件で選定された場合にも、名簿管理システム上転居先不明と表示される。

他方、留置期間満了によって不送達が確定した裁判員候補者については、以後、別の事件において、呼び出すべき裁判員としてくじで選定された場合には、呼出状を発送することになる。

### (3) 事前質問票（回答）等の返送後の処理

裁判員候補者から事前質問票（回答）等が返送された場合には、名簿管理システムに返送確認の登録をした上で、選任記録に綴る。

なお、事前質問票（回答）については、法31条2項の趣旨からして、裁判員等選任手続期日当日まで閲覧が制限される。

#### ア 同時発送方式の場合

裁判員候補者から返送された事前質問票（回答）及び疎明資料は、次のとおり区分し処理を行う。

##### (ア) 欠格事由又は就職禁止事由に該当する旨の申出があった場合

刑事訟廷において、疎明資料と照合するなど形式審査をした上で、該当者について裁判員候補者名簿から消除する（法23条3項）。

同時に、刑事訟廷は、受訴裁判所に対し、該当者の呼出取消しを求める。

##### (イ) 定型的辞退事由（法16条1号から8号イまで、辞退政令1号）による辞退の申立てがあった場合

この段階で、定型的辞退事由に該当するとして辞退の申立てがあった場合には、刑事訟廷で疎明資料と照合するなどの形式審査を行った上、名簿管理システムに辞退の承認登録をするとともに、受訴裁判所に呼出取消しを求める。

さらに、このうち、1年を通じて辞退の意思を明らかにする者については、1年を通じての辞退（定型的辞退）であることを名簿管理システムに登録する。そうすることで、後に別の事件で呼び出すべき裁判員候補者として選定されたとしても、呼び出さない措置がとされることになる。

##### (ウ) 非定型的辞退事由（法16条8号、辞退政令2号から6号まで）による辞退の申立てがあった場合

刑事訟廷は、事前質問票（回答）等を受訴裁判所に交付し、辞退に関する判断を仰ぐ。

以上の(ア)から(ウ)までの区分により、欠格事由、就職禁止事由及び定型

的辞退事由に該当する裁判員候補者については、受訴裁判所が呼出取消しをする。

非定型的辞退事由による辞退の申立てについては、受訴裁判所が事前質問票（回答）等を検討した上で、辞退を認めるか否かの判断をし、辞退を認めた裁判員候補者については呼出取消しをする。

以上の結果を、刑事訟廷に対し、適宜の方法で報告する。

なお、呼出取消しをしたことについては、「呼出候補者一覧表」【書式例9】（あらかじめ刑事訟廷が受訴裁判所へ交付しておく。）を用いてこれに付記するなど適宜の方法により、訴訟記録上、明らかにしておく。

刑事訟廷は、受訴裁判所によって辞退が認められた裁判員候補者について、その旨を名簿管理システムに登録する。

呼出取消しを行う裁判員候補者に対しては、その連絡文書【書式例14】の郵送や電話など適宜の方法によって通知する（なお、その際、辞退が認められたことによる呼出取消しをする裁判員候補者に対しては、上記の通知の際に、適宜の方法により、別の事件の関係で、再び裁判員候補者に選定され、呼出しを受ける可能性があるほか、裁判員候補者であることを公にすることが引き続き禁止されることについて、併せて通知することが相当であろう。）。期日が迫っているような場合には、電話により通知するのが相当であろう。

一方、辞退を認めず呼出取消しを行わない裁判員候補者に対しては、この段階で個別に連絡するまでの必要はなく、質問票の回答要領等に一定の注意書（特に呼出取消通知がない以上は、出頭の必要がある旨のアナウンス）を付することで足りると思われるが、その際併せて呼出取消しの判断を行うおよその時期を示しておく工夫も必要であろう（注43）。

#### イ 分離発送方式の場合

(注43) 例えば、事前質問票、またはその回答要領等に「(呼出取消をする場合)お知らせは、質問票を提出していただいてから1週間程度のうちには行う予定です。」と記載することが考えられる。

裁判員候補者から事前質問票（回答）及び疎明資料が返送された場合の処理は、基本的に同時発送方式の場合と同様である。受訴裁判所による判断の結果、辞退事由等の判断を行い、辞退事由等に該当すると認められなかった者に対しては、呼出状を送達することになる。

なお、事前質問票の回答要領等に注意書（辞退が認められないこともあること、辞退が認めないと判断したときには、呼出状が送達されること、一方、辞退が認められた場合には、改めての連絡はしないが、当該年度の裁判員候補者としての地位を失うものではなく、別事件の関係で、再び裁判員候補者に選定され、呼出しを受ける可能性があるほか、裁判員候補者であることを公にすることが引き続き禁止されること（法101条））を施す工夫をしておけば、辞退を認めた者一人一人について、その旨連絡することまでは不要であろう。

#### (4) 辞退事由判断の在り方について

辞退事由の判断は裁判事項であるが、その判断に当たっては、裁判員の義務性と国民の負担とのバランスに留意しつつ、他の裁判員候補者との関係で相対的に、かつ、個別事情に応じ、国民の社会経済生活の実態に沿う柔軟かつ適切な運用を行うことが肝要であろう。また、国民の負担を考慮すれば、辞退事由に対する判断は、できる限り前倒しで行うことが望ましい。

こうした基本的スタンスについては、裁判官と書記官の間で連携を密にし、共通認識を形成しておくことが重要である。また、辞退事由の判断に当たっての参考資料を裁判官のみならず書記官も利用可能な状態に置いておくことが望ましい。こうした取扱いは、裁判員候補者からの辞退の申立てに関する電話照会（注44）等にスムーズに対応する上でも有用であろう。

#### 4 追加呼出し

辞退を認めるべき裁判員候補者が事前の予想を大幅に上回るような事態が生じた場合など追加呼出しをする必要が生じた場合には、改めて、呼び出す

(注44) 辞退の申立てに関する電話照会については、38ページ（注45）参照

べき裁判員候補者をくじで選定し、呼び出すまでの処理を行うことになる。この場合、時間的な猶予もないことから、事前質問票は呼出状と同時に発送することになる。

発送時期についてであるが、規則19条における「特段の事情」があるといえるときには、必ずしも裁判員等選任手続期日の6週間前までに発送しなくとも構わないところではあるが、期日と呼出状の送達との間には、少なくとも2週間の猶予期間を置かなくてはならない点に注意を要する（規則20条）。

### 5 問合せ対応等

呼出し等を受けた裁判員候補者からの各種問合せ等に対しては、刑事訟廷で対応をすることが一般的であろう。

(1) 裁判員候補者が口頭で辞退等を申し立てたような場合には、改めて書面で提出するよう促すのが相当である（注45）。送付した事前質問票を裁判員候補者が手元に保持している場合には、それを利用してもらうのが最も簡便である。事前質問票を紛失したか、あるいは既に提出済みの内容から変更を申し出たような裁判員候補者に対しては、改めて事前質問票を送付することなども考えられる（注46）。

(2) 事前質問票（回答）の記載内容が不十分であっても、若干の事情を追加的に把握し得れば容易に辞退を認めることができるようなどきには、裁判員候補者に対する電話照会を検討すべき場面もあり得よう。書記官は、電話照会をする場合のメリット、デメリット（注47）を踏まえた上で、受訴裁判所の判断を仰ぐことが相当である。

電話照会を行って、事前質問票（回答）の記載内容の不備を補うとした場合、担当者は、聴取すべき事項につき、あらかじめ受訴裁判所から指示

(注45) 裁判員候補者の辞退申立ては、書面又は書記官の面前で行うべきものであり（刑訴規則296条）、電話による辞退の申立ては認められない。

なお、裁判員等選任手続の期日直前に、期日への出頭が困難となるような事情が生じたとして裁判員候補者から連絡があった場合には、不出頭に対する過料の制裁に関する正当な理由（法112条1号）の判断の際の資料とするため、対応した書記官等が電話聴取書等を作成して、訴訟記録に綴るのが相当であろう。

(注46) 裁判員候補者のために、辞退申立書のひな形を用意しておくことも考えられる。

を受けた上で電話照会を行い、照会後は、電話聴取書等の書面をまとめて、受訴裁判所の判断を仰ぐことになる。

### 第3 前科照会

刑事訟廷（注48）は、前科照会書【書式例15】を地方検察庁に送付し、欠格事由（法14条）に該当する前科の有無を照会する（注49）。前科照会書に添付する呼出対象者一覧表には、裁判員候補者の氏名、生年月日及び本籍を記載する。

なお、裁判員等選任手続期日の2日前までに公判立会検察官に告知する裁判員候補者に関する情報（法31条1項）は氏名のみであることから、この前科照会時の情報が犯歴照会担当者からみだりに公判立会検察官に伝達されることのないよう、照会書には事件番号や被告人氏名などの事件情報は記載しないこと

(注47) <メリット>

- ・ 電話照会の結果得られた情報に基づき、呼出取消しの判断に至った場合には、当該裁判員候補者の負担が軽減される（出頭を要しないことが確定する。）。
  - ・ 電話照会で聴取すべき内容や照会数にもよるが、出頭する裁判員候補者が絞り込まれることにより、一定程度で裁判所の選任手続の合理化・省力化が図られる可能性がある。
- <デメリット>
- ・ 具体的な方法・照会数によっては、裁判所の事務負担の増加を招く可能性がある。
  - ・ すぐに当該裁判員候補者に対し連絡がつくとは限らず、結果として、選任手続期前の事務処理が遅延する可能性もある。
  - ・ 裁判所側から連絡することにより、裁判員候補者に対し、電話があった以上は当然に辞退（呼出取消し）が認められるだろうとの誤解を与えかねないリスクや、担当者と判断権者が異なることもある、裁判員候補者との間で、辞退（呼出取消し）の許否をめぐって押し問答になったり、裁判員候補者の不平・不満を招くリスクがある。
  - ・ 電話による照会の場合、相手方が裁判員候補者本人であるとの確認は困難なこともありますから、本人確認が不十分なまま不用意に回答書の内容を話すなどの不適切な運用をすればプライバシーを侵すおそれがある。
  - ・ 電話による裁判員候補者の陳述については、仮にそれが虚偽であったとしても、過料の制裁や刑罰が科されないため、その内容の真実性は担保されていない。

(注48) 前科の有無は、裁判員候補者名簿の消除に関する事項であるので、前科照会は、法12条2項に基づき、地方裁判所（刑事訟廷）が行う。

(注49) 検察庁の検務事務の都合（照会から回答までに要する期間等）を考慮する必要があり、通常、期日から遡って1週間から10日程度はおく必要があるのではないかと思われる。各地方裁判所は、対応する地方検察庁との協議結果を踏まえて、各府の実情に応じ、適宜の時期及び方法により行う。

としている。

地方検察庁からは、欠格事由に該当する前科の有無だけを端的に示す内容の書面をもって回答がされる予定である。回答書は司法行政文書であり、訴訟記録に纏めてはならない。

前科照会の結果、欠格事由に該当すると判明した者については、裁判員候補者名簿から消除するとともに、呼出取消しをする。

#### 第4 裁判員等選任手続の期日の変更

受訴裁判所は、検察官若しくは弁護人の請求により又は職権で裁判員等選任手続の期日を変更することができる（規則21条1項）。

もっとも、選任手続期日の変更は、呼び出した裁判員候補者等への影響が大きい上、再度裁判員候補者を呼び出すための猶予期間が必要になるなど、手続全体に与える影響が大きいので、当事者の死亡、急病、事故などやむを得ない事由がある場合に限られる（規則21条4項）。

##### 1 当事者からの期日変更請求

(1) 裁判員等選任手続期日の変更を請求できるのは、検察官及び弁護人に限られる（規則21条2項）。

裁判員等選任手続において、被告人は必要的出席者ではなく、その出席の要否は受訴裁判所の判断事項とされていることから（法32条），被告人は選任手続期日の変更を請求できない。

期日変更の請求に当たっては、変更を必要とする事由及びそれが継続する見込み期間を具体的に明らかにしなければならず、また、これらを疎明するための資料（診断書等）が必要である。

(2) 受訴裁判所は、裁判員等選任手続期日を変更することについて、請求者の相手方に意見を聽かなければならない（規則21条5項）。意見聴取の手続は、急速を要する場合であっても省略することができない。

##### 2 職権による期日変更

受訴裁判所は、やむを得ないと認める場合に限って、職権で裁判員等選任

手続の期日を変更することができる。変更をする場合には、受訴裁判所は、検察官及び弁護人の意見を聴かなければならない（規則21条5項）。急速を要する場合であっても意見聴取の手続を省略することができないことは前同様である。

#### 3 決 定

- (1) 受訴裁判所は、当事者の請求における期日変更を必要とする事由が、やむを得ないと判断した場合には、期日変更請求を却下する。
- (2) これに対し、期日変更がやむを得ないと判断した場合は、期日の変更決定をする。

変更請求がさきに指定した選任手続期日の直前に行われたときなど、新たな期日の日程調整が難しいような場合には、変更決定における期日を追って指定としておくことが相当である（注50）。

- (3) 変更請求却下決定及び変更決定は、検察官及び弁護人に通知する。

これらの決定について送達を必要としないのは（規則21条6項）、裁判員等選任手続の期日を指定する決定自体通知すれば足りるものとされていることから（規則17条）、裁判書副本の送達によって告知するまでの必要はないと考えられるためである。

##### 4 裁判員候補者への通知

受訴裁判所は、裁判員等選任手続の期日を変更した場合は、呼び出した裁判員候補者にその旨を通知しなければならない（規則21条7項）。

通知は、郵送や電話など適宜の方法によって行うが、期日が迫っているような場合には、電話により通知するのが相当であろう。

変更後の期日について改めて呼出状を送達する必要はないが、期日の変更

(注50) 裁判員等選任手続の期日を取り消しても、個別事件における裁判員候補者の選定の効力は維持されている。そうはいっても、呼出しを維持している候補者のほとんどが新たな期日に出頭し得る保証は全くないのであるから、実際には、いったん全員について呼出しを取り消した上、新たに呼び出すべき候補者をくじで選定するところから始めざるを得ないであろうと思われる。

第2章 呼出状送達・事前質問票送付・第3章 裁判員等選任手続の期日当日までの準備の通知と併せて、念のため、新期日に出頭すべき旨も通知しておくのが親切であろう。

### 第3章 裁判員等選任手続の期日当日までの準備

#### 第1 裁判員候補者名の開示

裁判長は、裁判員等選任手続期日の2日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付しなければならない（法31条1項）。

検察官及び弁護人がこの名簿を基に不選任請求の行使等に関して事前検討（注51）するのに十分な期間として、法が2日程度を予定していることに加え、实际上も、送付すべき裁判員候補者名簿は、できる限り呼出取消しとなった者が除かれるなどした最新のものでなければならないことからすると、可能な限り裁判員等選任手続期日の2日前に近い時に送付することが求められるべきである。

「2日」の計算は、刑訴法55条の規定による。

また、名簿を送付した後には写しを記録に綴るなどして、送付したことと記録上明らかにしておく。

なお、開示する裁判員候補者の名簿には、裁判員候補者の氏名のほか、裁判員候補者IDも便宜的に記載することとしている【書式例16】。これは、主として、裁判所における事務処理の便を考慮したものであるが、そのほかにも、呼び出すべき裁判員候補者を選定する際のくじの結果は、これに立ち会った検察官及び弁護人に対し、名簿管理システムの画面上に裁判員候補者IDのみを表示することによって明らかにすることとしているところ、検察官や弁護人が、

(注51) 裁判員等選任手続期日の2日前に、裁判員候補者の氏名だけを開示するのは、検察官及び弁護人が、手持ち資料（主に事件記録になると思われる。）の内容と開示された裁判員候補者の氏名とを照合したり、被告人、被害者等に聞くなどして、裁判員候補者に事件関係者など裁判員にふさわしくない者が含まれていないか確認することができるようとするためである（解説141ページ）。

### 第3章 裁判員等選任手続の期日当日までの準備

これと名簿に記載された裁判員候補者との同一性を確認するためには、名簿にも裁判員候補者IDが記載されていることが望ましいと考えられることにも配慮したものである。

この名簿を送付した後に、新たに呼出取消しとなった裁判員候補者が生じたような場合には、基本的には選任手続期日の当日にその旨検察官及び弁護人に知らせれば足り、新たに名簿を送付したり、電話等によって隨時知らせるまでの必要はないであろう。

#### 第2 会場設営、案内誘導板等の設置（注52）

裁判員候補者待機室、質問手続室、評議室及び法廷の設営をする。

案内誘導板の設置やオリエンテーションに用いる候補者待機室IT機器等の準備も必要である。

また、受付やくじ等に用いるため、名簿管理システムの端末（ノートパソコン）を待機室に搬入し、LANに接続しておく。

#### 第3 当日の配布資料の準備

##### 1 「呼出候補者一覧表（受付処理用）」【書式例17】

直近の段階（期日前日）で、出頭可能性がある者のみに絞り込んだ一覧表（呼出取消しをした者のほか、不送達になった者も一覧から除いておく。）を名簿管理システムを用いて印刷する（注53）。

(注52) ここに記載する内容は、あくまで一例に過ぎない。実際の会場設営等に当たっては、各庁の実情に応じ、適宜工夫する必要があろう（なお、候補者待機室IT機器として整備するノートパソコンや大型ディスプレイにより、DVDの再生が可能である。）。

(注53) 【書式例17】の「過去の不出頭」欄、「質問票返送」欄及び「宿泊」欄については、いずれもそれぞれに該当する場合に符号が表示される（「過去の不出頭」は、他の事件における不出頭履歴を示す）。このうち、「過去の不出頭」欄及び「質問票返送」欄については、当日の出頭見込みを立て、いずれの質問方式によるか判断する際の資料として活用することを想定している。また、併せて「質問票返送」欄については返送された事前質問票（回答）の写しを配布する必要がある裁判員候補者を、「宿泊」欄については宿泊の事実を証明すべき裁判員候補者を、受付担当者がそれぞれ認識するためにも活用する。45ページ（注56）参照。

## 2 返送された事前質問票（回答）の写し

前日までに裁判員候補者から返送された事前質問票（回答）について、写しを作成する（注54）。

## 3 当日質問票《書式例18》

当日質問票では、事件に関する不適格事由（法17条）や不公平な裁判をするおそれ（法18条）について、主に質問をする。事件の性質、内容によって、特別に質問を設けることもあるので、裁判官にあらかじめ質問事項を確認した上、当日質問票を事前に確定するなどして準備しておく（注55）。

# 第4章 裁判員等選任手続の期日当日の事務

## 第1 期日開始までの事務

### 1 受付事務

#### (1) 受付開始

呼出状に記載されている出頭時刻に受付を開始する。ただし、裁判員候補者の中には呼出状に記載した出頭時刻よりも相当前に現れる者もいると想定されるところ、例えば、そうした裁判員候補者が想定の幅を超えるほど多く出頭しており、受付場所近くに滞留しているような状況があるようなケースにおいては、受付開始時刻を適宜早める工夫なども求められることになろう。

#### (2) 受付

##### ア 出頭した裁判員候補者の確認及び登録

出頭してきた者が裁判員候補者本人であることを確認する。基本的には、呼出状を提示させて確認するのが簡明であるが、呼出状を持参しなかった裁判員候補者については、プライバシーに配慮しつつ、運転免許

（注54） 当日、この事前質問票（回答）の写しを裁判員候補者に交付し、裁判長から質問を受ける際の参考としてもらう。

（注55） 当日質問票については、公判前整理手続の中で確定しておく運用が望ましい。

証、クレジットカードその他の資料を提示させて確認すればよいであろう。それでもなお、本人確認に関して疑義がある場合には、質問手続において確認する必要があるので、受訴裁判所にその旨連絡しておく。

具体的な出頭登録の方法は、名簿管理システムを利用して行うことになる。

#### イ 住所変更

受付時に住所変更を申し出た裁判員候補者については、名簿管理システムに登録済みの旧住所を修正する。

#### ウ 当日質問票等の配布

次の書類等を裁判員候補者に配布する。

① 事前質問票（回答）の写し（事前に提出した者のみ）（注56）

② 当日質問票《書式例18》

③ 庁舎案内、注意事項、当日質問票の記載要領等

④ 受付番号札（注57）

#### （3）待機室への誘導・待機室での席順

受付を終えた裁判員候補者を待機室へ案内する。待機室での席は自由として支障はないが、全員質問方式を採用して、受付番号順に質問する場合には、質問手続室への誘導や質問票の回収の便宜等の面から、受付番号順に着席させる工夫もあり得よう。

また、待機室内において当日質問票に記入させる取扱いが想定されるところ、とりわけ当日質問票において同種被害につき質問するような場合には、座席間隔を十分にとるなどして裁判員候補者のプライバシーに対する特段の配慮が必要となるであろう。

#### （4）遅れて出頭した裁判員候補者

出頭時刻に遅れて出頭した裁判員候補者について、これを選任手続期日

（注56） 事前質問票に記入した内容の詳細を覚えていない裁判員候補者もいると思われるのでは、質問手続に備えて、事前質問票（回答）の写しを配布することが相当であろう。

（注57） 受付番号を当日の呼称とする場合には、受付番号札の配布が必要となる。後記「2 オリエンテーション」参照

のどの段階までに出頭すれば質問手続に組み込むかといった点は、受訴裁判所の判断事項といえる。この点に関し、あらかじめ受訴裁判所と打合せを行った上（注58）、質問手続の進行を隨時確認しながら受付対応を行っていく必要があると思われる。

なお、不出頭と扱う場合には、原則として、旅費・日当等の支給ができないことから、遅れた理由等を聴取し、出頭扱いとするかどうかという点についても、その都度、受訴裁判所に確認することが相当であろう。

## 2 オリエンテーション

### (1) 概 説

選任手続の期日当日における裁判員候補者に対する書記官（注59）のオリエンテーションは、裁判員候補者の無用な緊張を和らげるとともに、裁判員候補者に手続の流れや質問手続の趣旨（注60）を理解してもらい、その後の進行をスムーズに運ぶ上で、非常に重要な役割を担うものである。そのため、オリエンテーションを担当する書記官には、手続の流れ及び裁判員制度に関する事項を分かりやすい言葉で、正確に説明することが求められる。

また、オリエンテーションにおいても裁判員候補者のプライバシーへの配慮は重要であり、他の裁判員候補者の面前で裁判員候補者の名前を呼ぶことは差し控えるべきであることから、受付番号、裁判員候補者ID（注61）等で呼ぶことが考えられる。

(注58) 通常、全員質問方式の場合には全員に対する一通りの質問が終了するまで、抹消方式（質問打切方式、ストライクアウト・ケースともいう。）及び部分的全員質問方式の場合には、質問順や質問を受ける候補者をくじで決定するまでであろう。なお、事前の打合せでは、遅れて出頭した裁判員候補者には事件説明等が別途個別に必要となる点等も考慮すべきであろう。

(注59) オリエンテーションは、刑事訟廷の書記官が行うことを見定している。

(注60) 裁判員候補者に対する質問は、質問票の記載を前提に、欠格事由、就職禁止事由等のほか、不公平な裁判をするおそれがあるか及び辞退事由が認められるかを判断するために行われるものであり（法34条1項）、裁判員候補者の人柄や資質を見極めるための質問は、およそ想定されていない。オリエンテーションにおいては、裁判員候補者に対し、このような質問手続の趣旨を十分に説明しておく必要がある。

オリエンテーションでは、主として、①裁判員等選任手続の流れ、②事件の概要、③当日質問票の記入要領、④施設案内を含む各種留意事項の4点について説明し、裁判員候補者に、当日質問票を記入してもらうことになる（注62）。

### (2) 事件の概要説明について

当日質問票では、主として事件に関連する不適格事由の有無について質問することになるところ、その前提として、当該事件に関する説明が不可欠となる。基本的には、起訴状記載の公訴事実の範囲で説明すれば必要かつ十分と思われるが、オリエンテーションの段階で、事件の内容につきどの程度伝えるかということは、受訴裁判所の判断事項である。特に、事件の性質等に照らし具体的な質問を附加する必要があるケース（例えば、DVが問題となる事件において同種被害の有無につき質問する場合など）においては、オリエンテーションで伝えるべき事項の範囲について、あらかじめ公判前整理手続等において、各当事者と打ち合せておく必要があるであろう。

また、被害者特定事項（特に性犯罪の被害者情報）は、特に慎重な配慮が求められる事項であるが（刑訴法290条の2参照）、その一方で、法17条及び18条の不適格事由該当性を判断するに当たって必要不可欠な情報でもある（注63）。オリエンテーションにおいて、被害者特定事項を伝える場合には、裁判員候補者に対し、これについてはみだりに口外しないよう念押しことはもちろん、筆記しないよう注意しておくことなども考えら

(注61) 裁判員候補者IDのうち、下5桁は、当該地方裁判所の当該年度における裁判員候補者名簿上、裁判員候補者ごとに1から順に割り当てた数字であり、当該地方裁判所の当該年度においては固有の番号である。この5桁の番号で裁判員候補者を呼ぶこととしても、特に問題はない。

(注62) 印鑑を持参していない裁判員候補者には、指印を求める事になるが（刑訴規則61条）、指印を拒否された場合には、無理に指印を求める事は要しないであろう。

(注63) 被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（刑訴法290条の2）がされ、あるいはその旨の決定をするのが相当な事件についても、被害者特定事項を全く提供しないすることはできないであろう。

れよう（注64）。また、起訴状記載の事実を超えて告知しないとか、性犯罪の犯行場所が被害者の自宅であるような場合には住所は伏せておくなどといった工夫も考えられよう（裁判員候補者から開示された情報によれば一応の心当たりがあるものの、更に情報がなければ判別しかねる旨の申出があったような場合には、申出の内容も踏まえた上、個別質問の際に別途対応すれば足りるであろう。）。

### 3 事前・当日質問票（回答）の写しの閲覧等

事前質問票（回答）及び当日質問票（回答）は、選任手続の期日当日、裁判員等選任手続に先立って、その写しを検察官及び弁護人に閲覧させなければならない（法31条2項）。したがって、裁判員候補者から回収した質問票すべての写しを速やかに作成した上、質問手続が始まるまでの間に検察官及び弁護人に閲覧させる必要がある（注65）。事前質問票（回答）と当日質問票（回答）は、同時に閲覧されることとするのが当事者にとって便宜であろう。これら質問票の写しは、当事者に閲覧させると同時に、受訴裁判所にも交付しておく必要がある。

なお、質問票の謄写は認められていないことから（法31条2項）、裁判員等選任手続終了後に必ず回収し、速やかに廃棄する必要がある（注66）。

#### コラム～オリエンテーションDVDについて

最高裁判所では、裁判員等選任手続期日に出頭した裁判員候補者に対し、

(注64) 裁判員候補者には守秘義務がない。被害者特定事項を候補者に開示するに当たっては、法17条及び法18条該当性判断の必要性と被害者のプライバシー保護の双方の観点から、開示の方法及び程度を慎重に見極める必要がある。

(注65) 回収する際には、当事者の閲覧等の便宜を図るために、質問順に裁判員候補者を受付カウンター等に呼び出し（番号等で呼ぶ。）、回収するといった工夫などもあり得よう。この際、配布していた事前質問票（回答）の写しも同時に回収すると便宜である。

(注66) 質問手続の最中は、質問票（回答）の写しは検察官及び弁護人の手元にある。なお、当然のことではあるが、質問票（回答）の写しの取扱いには細心の注意を払う必要がある。

裁判員等選任手続の流れ、裁判員制度の概要などを、より短時間でより正確に理解してもらうとともに、その不安や緊張を和らげ、参加意欲を高めもらうことを目的に、オリエンテーションDVDを製作した。

同DVDは、裁判員等選任手続の説明を中心にしつつ、併せて、裁判員裁判の意義や裁判員裁判の流れ等について映像化したものであり、時間は15分程度（「音声解説付き」版と「字幕付き」版の選択も可能）である。

裁判員等選任手続期日当日に行われるオリエンテーションの冒頭において、出頭した裁判員候補者に同DVDを視聴してもらうことを想定しており、各庁の実情に応じ、適宜活用願いたい。

なお、同DVDの具体的な内容は、次のとおりである。

#### 1 オープニング

出頭した裁判員候補者に対する謝意を表し、裁判員制度の意義を説明した上、本DVDの目的（選任手続の流れ及び裁判員の役割の説明）について解説する。

#### 2 選任手続の流れ

選任手続の流れについて、その概要をフロー図で解説した上、時系列に従って、事件概要の説明、当日用質問票の記入、質問手続、裁判員の選任とその告知、裁判員への法39条説明と宣誓の各手続を順次解説する。

#### 3 裁判員裁判の流れ

裁判員裁判の流れについて、その概要をフロー図で解説した上、時系列に従って、審理、評議・評決、判決の各手続を順次説明する。

#### 4 エンディング

改めて裁判員制度や裁判員の役割の重要性を強調した上、裁判員候補者への理解と協力を求める。

## 第2 裁判員等選任手続の期日における事務

オリエンテーション終了後、裁判員等選任手続を開始する。裁判員等選任手続の期日は、非公開で行う（法33条1項）。裁判員等選任手続では、質問手続、選任・不選任決定、法39条の説明、宣誓手續が行われ、立会書記官は調書を作成する（規則26条）。裁判員等選任手続には、裁判官及び裁判所書記官が列席し、検察官、弁護人が出席してこれを行う（注67）（法32条1項）。また、裁判所が必要と認めるときは、被告人を出席させることができる（同条2項）。

### 1 質問方式及び質問順の決定

#### (1) 質問方式の決定

質問方式については、次のアからウまでの3方式が規則に定められている（規則35条）。いずれの方式を採用するかについては、受訴裁判所が裁判員候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等から判断することになる。正式に質問方式が定まるのは、裁判員等選任手続の期日の冒頭になるが（規則35条2項、3項），質問方式の決定と質問順の決定は密接な関係があるので、質問票の回収時までには見込みを立てる必要があろう（注68）。

##### ア 全員質問方式

裁判員及び補充裁判員を選任するに当たって、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者のうち質問をする必要があるすべての裁判員候補者（注69）に質問をするもので、原則的な方式である。全員質問方式を採用する場合には、特に決定を行う必要はない（規則35条1項）。

##### （ア）個別質問方式

裁判員候補者1人ずつ個別に質問する方式である。

（注67） 裁判所が検察官、弁護人の出席確保のための相当の方策を講じたにもかかわらず、合理的な理由もなく出席しない場合は、欠席のまま手續を進めることができるものと考えられる（解説143ページ参照）。

（注68） 規則35条2項及び3項の質問方式を採用する場合には、くじで質問順を決定する必要がある。なお、第1の3（注65）参照。

（注69） 質問をする必要がない裁判員候補者は、当日質問票（回答）で定型的辞退の申立てをしており、これが認められることが明らかな者や体調不良を訴えている者など、明らかに早期に解放する必要がある裁判員候補のことである（解説451ページ参照）。

#### （イ）集団質問方式

全裁判員候補者に共通の事項につき、複数の裁判員候補者に対して同時に質問し、その上で更に質問をする必要がある裁判員候補者についてのみ個別に質問する方式であり、この方式も全員質問方式の一種と整理することが可能である（注70）。

この方式を採用した場合であっても、事前・当日質問票（回答）の記載内容及び裁判員候補者の申し出により、集団質問を経ずに、個別質問のみを行う裁判員候補者もいる。

#### イ 規則35条2項の質問方式（いわゆる、抹消方式、質問打切方式、ストライクアウト・ケース）

あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、裁判員候補者が質問を受けるごとに辞退等の判断をし、必要な裁判員候補者数に満ちた時に質問を打ち切って、理由を示さない不選任請求をするという方式である。裁判員候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等に照らし、すべての裁判員候補者に対し質問をすることが、迅速に裁判員等選任手続を終えるために相当ないと認める場合の例外的な方式である。この方式を採用する場合には、裁判所の決定が必要である（規則35条2項）。

#### ウ 規則35条3項の質問方式

事前の予想を上回る裁判員候補者が裁判員等選任手続の期日に出頭し、出頭者全員を対象に選任手続を行わなくとも、必要とされる人数の裁判員等を選任することができると見込まれる場合には、期日の初めに、質問を受けるべき裁判員候補者をくじで決定し、それ以外の裁判員候補者については不選任決定をし、速やかに退庁してもらうという方式をとることが可能である。質問を受けるべき裁判員候補者が決定した後の質問手続は、前記ア又はイの方式により行われる。この方式を採用する場合

（注70） 集団質問を受ける裁判員候補者全員に対して一度に質問を行う方法と、数人ずつのグループに分け、何度か集団質問を行う方法とがあり得る。

にも、裁判所の決定が必要である（規則35条3項）。

## (2) 質問順の決定

出頭者につき、質問順を決めるためのくじを名簿管理システムで実施する（注71）。

なお、全員質問方式の場合には、受付番号順を質問順とすることも考えられる。集団質問方式の場合は、個別質問のみ行う裁判員候補者について、その質問順を決めるほか、数人ずつのグループごとに集団質問を行う場合には、更にグループ分けをした上、その質問順を決めておく必要がある。

質問順に裁判員候補者の氏名が並べられた「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】を名簿管理システムから印刷し、受訴裁判所、検察官、弁護人に配布する（注72）。

## 2 質問手続

質問手続は、質問手続室において、非公開で行われる（法33条1項）。裁判員等選任手続の期日における陳述（注73）の全部又は一部については、法35条の異議申立てがあった場合の便宜のためや、調書の記載の正確性を確保するための補助手段として、録音装置を使用してこれを録取させることができる（注74）。

### (1) 全員質問（個別質問）方式における事務の流れ（規則35条1項）

#### ア 待機室から質問手続室への誘導

1(2)あらかじめ定めた質問順に裁判員候補者を待機室から質問手続

(注71) 全員質問方式の場合、質問順をくじで決める必然性はないが、名簿管理システムを用いて質問順をくじで決めることにより、出頭した裁判員候補者を質問順に並べた「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】を作成することができるというメリットがある。質問票回収時に質問順が決定していることが望ましいため（第1の3（注65）参照）、実際には、この質問順を決めるくじは、オリエンテーションが始まった辺りで実施することになる。

(注72) 質問票を受訴裁判所等に交付するとき（48ページ第1の3参照）に、同時に配布することが適当であろう。

(注73) 「陳述」には、裁判員候補者の陳述のほか、訴訟関係人の申立て、裁判の宣告等も含まれる。

(注74) この録音体の調書への引用については、64ページ第3の1(3)参照

室に誘導する。事務を効率的に進めるため、順番が迫っている者を何人かまとめて直近の場所で待機させる工夫などもあり得よう。

#### イ 裁判員候補者に対する質問（規則35条1項1号）

裁判長は、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をする。

質問が終了した裁判員候補者に対しては、原則的に全員の質問が終了するまで待機室で待機してもらう（注75）。

#### ウ 理由あり不選任決定・辞退申立てに対する判断（規則35条1項2号）

質問をする必要があるすべての裁判員候補者への質問終了後、検察官、被告人若しくは弁護人の請求又は職権により、選任資格の欠如（法13条）、欠格事由（法14条）、就職禁止事由（法15条）又は不適格事由（法17条、18条）に該当する裁判員候補者について、不選任決定をする（注76）（以下「理由あり不選任」という。）。また、辞退申立てに対する判断を行い、辞退事由が認められる裁判員候補者について不選任決定を行う。

立会書記官は、「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】の該当欄に、「理由あり不選任」（さらに、その理由が欠格、就職禁止など名簿消除に至るものである場合には、その旨付記する。）、「辞退を認めた者」（辞退事由については、法16条1号～8号イロハニ等の別まで付記する。）について、その旨を付記する。

なお、この「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】は、調書に添付して調書の一部とすることができる（63ページ参照）。

#### エ 第一次くじ（規則35条1項3号ただし書）

くじで、第一次的にくじで選定すべき人数（選任すべき裁判員、補充

(注75) 明らかに辞退事由があると認められて早期に手続から解放する必要がある場合には、当該候補者に対する質問手続を終えた段階で速やかに不選任決定をすることも考えられるので、受訴裁判所の指示を受けて臨機応変に対応する（規則35条1項1号ただし書）。

(注76) 検察官、弁護人等の不選任請求を却下した場合には、異議申立てが可能である（64ページ第3の3参照）。

裁判員の数+理由なし不選任請求権の最大行使可能数)を選定する(注77)。

立会書記官は、ウで作成した、理由あり不選任等の結果を記載した「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】をくじ担当者(注78)に交付するなどして、理由あり不選任、辞退の結果を連絡する。

くじ担当者は、名簿管理システムに不選任決定及びその理由等の必要な情報を入力した上(注79)、くじで選定すべき人数(選任すべき裁判員及び補充裁判員の数+理由なし不選任請求権の最大行使可能数)を入力し、くじを実施する。その上で、くじ実施結果の帳票を名簿管理システムから印刷し、質問手続室内にいる裁判官等に届ける(注80)。

#### オ 理由なし不選任決定(規則35条1項3号)

検察官又は弁護人が理由を示さない不選任請求をした場合は、不選任の決定(法36条1項)をする。

立会書記官は、「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】に理由なし不選任の結果を記載し、理由なし不選任の結果と請求者の別(検察側、弁護側)をくじ担当者に連絡する。

#### カ 最終選任くじ(規則35条1項4、5号)

くじで、選任する裁判員を選定する。補充裁判員を置くときは、裁判員に選任されるべき順序を定めて、選任する補充裁判員を選定する。

(注77) このくじを実施するかどうかは、受訴裁判所の判断による。

(注78) くじは、受訴裁判所が行うものであるが、検察官、弁護人及び裁判員候補者の面前で行う必要性はないし、裁判長が物理的にくじの実行ボタンを押す必要性もない。なお、実施場所は、システム端末がある場所に限定されるので、多くは裁判員候補者待機室で、刑事訟廷の職員が行うことになる想定される。

(注79) 質問手続室内にシステム端末を設置しないことから、立会書記官が作成したメモをもとに、くじ担当者がまとめて入力することになろう。なお、この入力をしないと、システムではくじを行なうことはできない。

(注80) くじで選定されなかった候補者については、不選任決定(法37条3項)をする。法37条3項は、「裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者については、不選任の決定をする」と規定しており、同項による不選任決定の時期については特に限定していない。

くじ担当者は、名簿管理システムに理由なし不選任の結果を入力した上、最終選任くじを実施し、「被選任者一覧」【書式例20】を名簿管理システムから印刷して、質問手続室内にいる裁判官等に届ける。

#### キ 裁判員等の選任・告知

受訴裁判所は、くじで選ばれた裁判員候補者を裁判員等に選任する旨の決定をする。くじで選ばれた裁判員候補者の面前で選任決定をしなかつた場合には、選任された旨を適宜の方法で通知することになる(注81)。他方、選ばれなかった裁判員候補者については、不選任決定をする(法37条3項)。不選任決定の告知については、58ページ4参照。

#### (2) 全員質問(集団質問)方式における事務の流れ(規則35条1項)

##### ア 集団質問を行わない裁判員候補者の振り分け

質問手続を始める前に、受訴裁判所は、事前・当日質問票(回答)の記載内容及び裁判員候補者の申出により、適宜、必要に応じて検察官及び弁護人の意見を聴いた上、集団質問を行う裁判員候補者と集団質問を経ずに個別質問のみを行う裁判員候補者とを振り分ける。

##### イ 待機室から質問手続室への誘導

集団質問を行う裁判員候補者を待機室から質問手続室に誘導する。

##### ウ 裁判員候補者に対する質問(集団)(規則35条1項1号)

集団質問を受ける裁判員候補者に対して、同時に質問をする。集団質問を行う場合、発言者や挙手者を特定するために、裁判員候補者の座席を受付番号順にするなどの工夫が必要となる(注82)。質問終了後は、裁判員候補者待機室で待機してもらう。

##### エ 個別質問を行う裁判員候補者の振り分け

(注81) 解説427ページ参照。通知の方法としては、くじで選ばれた候補者を待機室から質問手続室に誘導して、裁判長から直接選任された旨を通知する方法や、書記官等が待機室で選任された旨を通知し、その上で質問手続室に誘導する方法もある(58ページ3参照)。

(注82) 調書作成のためや、検察官及び弁護人が理由あり不選任請求の対象となる裁判員候補者を同時質問への立会いの機会に確認できるようにするためには、発言者や挙手者を特定しておく必要がある。

集団質問終了後、受訴裁判所は、集団質問を行った裁判員候補者のうち個別質問を行う必要がある裁判員候補者の選別を行う。

オ 裁判員候補者に対する質問（個別）（規則35条1項1号）

前記ア及びエにおいて個別に質問する必要があると判断された裁判員候補者に対し、個別に質問する（注83）。

裁判員候補者に対するすべての質問終了後の事務の流れについては、  
(1)ウ以下に同じ（注84）。

(3) 規則35条2項の質問方式における事務の流れ

ア 裁判員候補者待機室から質問手続室への誘導

(1)アに同じ（質問の順序が裁判員及び補充裁判員に選任されるべき順序となる。）。

イ 裁判員候補者に対する質問及び理由あり不選任決定・辞退申立てに対する判断（規則35条2項3号）

裁判長は、質問をする必要がある裁判員候補者に対し質問をする。質問が終了した裁判員候補者に対しては、待機室で待機してもらう。

受訴裁判所は、質問をするごとに、理由あり不選任決定をするかどうかの判断及び辞退申立てに対する判断をする。判断の結果を、適宜の方法で、待機室にいる担当者に速やかに連絡する。

立会書記官は、「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】の該当欄に結果を記載する。

ウ 裁判員候補者の誘導及び不選任決定の告知

イで判断結果の連絡を受けた待機室にいる刑事訟廷の担当者は、不選任決定がされた裁判員候補者に対し、不選任決定の告知を行い、退庁してよい旨伝える（注85）。不選任決定の告知については、58ページ4参考

(注83) 個別質問を行う必要がある裁判員候補者については、集団質問終了後、退室させずに引き続き個別質問を行うという運用も考えられる。

(注84) 「出頭裁判員候補者一覧表」【書式例19】を調書に引用する場合、印字されている「質問順」が実際とは異なるが、「質問順」は調書の必要的記載事項ではないので、適宜削除すればよい。

照。

エ 理由なし不選任請求及び不選任決定（規則35条2項4号）

イで裁判長からの質問を受けた結果、不選任とならなかった裁判員候補者の員数が、必要な裁判員及び補充裁判員の員数と理由を示さない不選任請求が認められている員数の合計数に満ちた時点で、検察官及び弁護人は、理由を示さない不選任請求を行い、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任決定を行う（規則35条2項4号）。

オ 選任・不選任決定

イ及びエで不選任決定がされなかった裁判員候補者について、あらかじめ付した裁判員等に選任されるべき順序（質問順）に従い裁判員及び補充裁判員に選任する決定をする（補充裁判員に選任される順序もこの順番になる）。裁判員、補充裁判員に選任されなかった裁判員候補者について、不選任決定をする（法37条3項）。

名簿管理システムに、選任及び不選任の結果を入力する（不選任については、その理由も入力する。）（注86）。

カ 裁判員等の選任、告知

全員質問方式に同じ。

(4) 規則35条3項の質問方式における事務の流れ

ア 質問を受けるべき裁判員候補者の決定

受訴裁判所は、質問を受けるべき裁判員候補者数を決定し、名簿管理システムでくじを行う。名簿管理システムでは、くじを行うと、裁判員候補者に1番から順に番号が付されるので、その番号順に質問を受けるべき裁判員候補者を決定する。

質問を行わない裁判員候補者について、不選任決定をする。

イ 質問を受けない裁判員候補者への不選任決定及び告知

(注85) この方式の場合、各裁判員候補者によって在庁時間が異なるので、日当の支払い及び後日の出頭証明申請に備え、退庭時刻を適宜メモしておくことが相当であろう。

(注86) 選任・不選任の結果を踏まえて、更にくじなどを行う必要はないので、この入力については質問手続終了後にまとめて行えばよい。

待機室で待機している裁判員候補者の中、不選任決定となった裁判員候補者に対しては、まとめてその旨告知し、退席してよい旨を伝える。

質問を受けるべき裁判員候補者が決定した後の質問手続については、前記(1)から(3)までに同じである（ただし、質問順については、アで行つたくじで付された番号順となる。）。

### 3 法39条の説明・宣誓

選任した裁判員及び補充裁判員については、法39条の説明及び宣誓を実施するため、質問手続室に誘導する（注87）。また、裁判員等選任手続に引き続き、公判を行う場合には、宣誓終了後、裁判員等を評議室に誘導する。

#### (1) 法39条の説明

選任された裁判員及び補充裁判員に対して、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項について説明をする（法39条1項）。具体的な説明事項については、解説457ページ参照。

#### (2) 宣誓

裁判員及び補充裁判員は、宣誓書《書式例21》により、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを宣誓しなければならない（法39条2項、規則37条）。宣誓書には、署名押印が必要である。

なお、印鑑を持参しなかった裁判員等については指印で代替することができ、裁判員及び補充裁判員が署名することができないときには、書記官等が代書する（規則69条、刑訴規則61条）。

宣誓に際しては、裁判員等のプライバシー等の関係から、名前を読み上げない運用も考えられよう。

裁判員及び補充裁判員が宣誓をしない場合は、解任事由となる（法41条1項1号）。

### 4 不選任の告知、出頭証明書の交付等

#### (1) 不選任の告知

(注87) 裁判員等の選任決定の告知を質問手続室で行った場合には、告知後、法39条の説明を行うことになろう。

#### ア 告知の時期

全員質問方式による場合は、通常は、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対する質問手続終了後に不選任決定をし、当該裁判員候補者に告知することになる（注88）。待機室に残っている裁判員候補者に対しては、まとめて不選任の告知をすることができる。

規則35条2項の方式（ストライクアウト・ケース）による場合には、各自の質問が終了する都度、選任・不選任の決定がされるので、不選任決定がされた裁判員候補者に対し、個別に不選任決定の告知を行うのが相当であろう（56ページ2(3)ウ参照）。

告知は、通知の方法で行われる（規則24条本文（注89））。通知は適宜の方法で行われるので、告知者は、裁判官、書記官を問わないが、あいさつを兼ねて裁判長が行うことが相当な場合も多いと思われる。

#### イ 不選任理由の告知について

不選任決定に理由を付することは法令上要求されてはおらず、不選任決定の理由を告知するか否かは、基本的には、運用の問題となる。

不選任決定の理由を告知する場合には、個別に行うこととなると思われるが（注90）、理由なし不選任や不公平な裁判をするおそれを理由とする不選任の決定の場合には、理由を告げることで当該裁判員候補者の心情を害する可能性があるので、法33条3項の趣旨に照らし、仮に当該裁判員候補者からの求めがあったとしても、その理由を告知することは

(注88) 辞退事由があると認められ、早期に手続から開放すべき必要性がある場合には、当該候補者に対する質問手続を終えた段階で不選任決定をし、告知することが考えられる（規則35条1項1号ただし書）。

(注89) 規則24条ただし書きの「期日に立ち会った訴訟関係人」とは、決定等のあった、まさにその場に立ち会ったことを意味するので、待機室に控えた候補者は「立ち会った訴訟関係人」とはいえず、規則24条本文により通知が必要である（解説427ページ参照）。

(注90) 全員質問方式による場合、通常は、待機室において集団の面前で不選任決定を告知することになるところ（(1)ア参照），他の候補者の面前で理由まで告知することはプライバシーの面で問題があろう。したがって、少なくとも不選任決定を告知する際に、不選任決定の理由を一律に告知するような運用は不相当である。

相当ではない。

これに対し、辞退事由があると認めて不選任決定をした場合には、当該裁判員候補者が当該年度に別事件で裁判員候補者に選定された際、再度呼び出されることになる上（法26条3項）、裁判員等選任手続の期日後も当該年度の裁判員候補者としての地位を失うものではなく、裁判員候補者であることを公にすることが引き続き禁止されることになるから（法101条）、辞退が認められた裁判員候補者については、不選任決定の理由を告知する方向で対応すべきである。もっとも、上記告知をするに当たっては、告知すべき裁判員候補者のプライバシーに配慮するとともに、辞退を申し立てた裁判員候補者の中に、辞退は認められなかつたもののその他の理由により不選任となった裁判員候補者がいる場合には、上記のような法33条3項の趣旨をも踏まえて、これを行う必要がある（注91）。

## （2）出頭証明書の交付

出頭証明を希望する者に対しては、退庁の際に、出頭証明書（呼出状の一部に設けておいた出頭証明欄【書式例10】）に証明スタンプを押印して交付する。呼出状を持参していない裁判員候補者については、呼出状を名

（注91） 具体的な告知の方法については、裁判員等選任手続期日における人的態勢を含む各所の実情に加え、辞退が認められた裁判員候補者の数、辞退は認められなかつたもののその他の理由により不選任になった裁判員候補者の有無等を踏まえて、適宜の方法を選択することになる。いずれにせよ、告知対象となる裁判員候補者に確実に告知することができるよう工夫する必要があるが、そのための方法としては、例えば、オリエンテーション時に、①裁判員等選任手続期日に出頭した裁判員候補者は、当該年度中、再び裁判所に呼び出されることはないこと、②ただし、辞退の申立てが認められた裁判員候補者については、裁判員等選任手続の期日後も当該年度の裁判員候補者としての地位を失うことなく、別事件で再び裁判員候補者に選定され、呼び出される可能性があるほか、裁判員候補者であることを公にすることが引き続き禁止されること、③そこで、辞退を申し立てた裁判員候補者が裁判員等に選ばれなかった場合には辞退の申立ての結果（許否）について告知するということを伝えた上、不選任決定の告知後、告知対象となる裁判員候補者に対し、個別に口頭で告知するなり、文書を交付（当日、手交できなかつた場合には、後日、郵送）するなりして辞退の申立ての結果（許否）を告知することが考えられる。

簿管理システムから再出力して同様の処理をするか、又は適宜の書面に必要事項を記載して交付する取扱いをすることになる。

## 5 裁判員が不足する場合（法38条）

裁判員等選任手続を行ったものの裁判員が不足する場合には、改めて選任手続を行い、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。

このような場合、多くは当初の職務従事予定期間の大変更が余儀ないものと想定されるのであるから、最初の選任手続において選任した裁判員等を解任する必要が生じることも十分予想して、残余の裁判員を選任するため呼出候補者数を決定する必要があろう。

### コラム～裁判員等選任手続への被告人の出席について

法においては、「裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる」として、被告人を選任手続の必要的出席者と位置付けてはいない（法32条2項）。選任手続では、裁判員候補者のプライバシーに関する事項が明らかにされることに照らすと、被告人を出席させる必要があるとされるのは、まれなケースに限られてくるものと思われる（解説144ページ参照）。

ただ、例えば、選任手続期日の2日前までに開示された裁判員候補者の氏名から、被告人と一定の関係にあることが疑われる場合において、被告人に当該裁判員候補者の顔を確認させる必要があるときなど、選任手続の期日直前になって、受訴裁判所が被告人を出席させると判断するもあり得るので、日頃から、受訴裁判所や関係部署との間で被告人を出席させる場合の留意点、あり得べき措置の内容、関係職員の配置や動線等について、打ち合わせておくことが望ましい。被告人を出席させる場合の主な留意点は次のとおりである。

○ 裁判員候補者が被告人をおそれて自由に発言できなくなることのないようにする。

例えば、被告人に当該裁判員候補者の顔を確認させる必要があるという前述のケースなどでは、確認が済み次第、速やかに被告人を退席させるといった運用も考えられる。また、被告人の着席位置を工夫し、質問手続を受ける裁判員候補者の視界に入らないようにしたり、裁判員候補者と被告人との間に衝立を設けて遮へいをするといった運用も考えられよう。

なお、被告人が裁判員候補者を現に威迫した場合において、受訴裁判所が秩序を維持するためこれを制止したにもかかわらず、なおも威迫を続ける場合には、当然のことながら法廷等の秩序維持に関する法律に則り被告人に制裁を科すことも必要であろう。

#### ○ 被告人の逃走を防止する。

質問手続室入室後に施錠をする、裁判員候補者が利用する出入口の近くに被告人を着席させない、出入口まで容易にたどり着けないような位置に机や椅子などの備品を設置する、あり得べき逃走経路に職員を配置するといった運用のほか、部屋の構造上、法廷の方が逃走防止措置を講じやすいといった事情がある場合には、質問手続を法廷で実施することも考えられよう。

### 第3 裁判員等選任手続の期日に関するその他の事務

#### 1 裁判員等選任手続調書の作成

裁判員等選任手続の期日に立ち会った書記官は、調書を作成しなければならない（規則25条）。調書には、書記官が署名押印し、裁判長が認印をする。ただし、署名押印に代えて記名押印することができる（刑訴規則60条の2第1項）。

#### (1) 記載事項

裁判員等選任手続調書には、標題（注92）、事件番号等のほか、次の必要な記載事項（規則26条1項）を記載する。これら以外の事項であっても、

裁判長が記載を命じた事項を調書に記載しなければならないことは、公判調書の場合と同様である（同2項）。具体的な記載事項については、解説429ページ以下参照。

なお、裁判員等が宣誓したことは必要的記載事項ではないが、宣誓があった事項を明らかにするために、「宣誓書」（書式例21）は調書の末尾に添付することが相当である。

名簿管理システムから印刷される「出頭裁判員候補者一覧表」（書式例19）及び「被選任者一覧」（書式例20）については、調書に引用することができる（《調書記載例》参照）。

- ・ 被告事件名及び被告人の氏名（1号）
- ・ 裁判員等選任手続をした裁判所、年月日及び場所（2号）
- ・ 裁判官及び裁判所書記官の官氏名（3号）
- ・ 出席した検察官の官氏名（4号）
- ・ 出席した被告人、弁護人及び補佐人の氏名（5号）
- ・ 出頭した裁判員候補者の氏名（6号）
- ・ 裁判員候補者に対する質問及びその陳述、裁判員候補者が質問に対する陳述を拒んだこと及びその理由（7、8号）
- ・ 不選任の決定の請求その他の申立て（9号）
- ・ 法35条1項の異議の申立て及びその理由（10号）
- ・ 裁判員又は補充裁判員が宣誓を拒んだこと及びその理由（11号）
- ・ 出頭した通訳人の氏名（12号）
- ・ 通訳人の尋問及び供述（13号）
- ・ 決定及び命令（14号）
- ・ 裁判員及び補充裁判員の氏名並びに公判調書、刑訴規則38条の調書及び検証調書に記載されるべきこれらの者の符号（15号）

（注92）期日の回数は、選任手続が複数の期日にわたって実施されることは多くないと想定されることから、記載するのが相当とまではいえないが、期日が続行された場合には、連続する回数を記載することが相当である。

## (2) 整理期間

裁判員等選任手続調書は、期日後速やかに整理する。遅くとも、直後に行われる公判期日の調書の整理期限（刑訴法48条3項）までに整理しなければならない。

## (3) 録音体引用

裁判員等選任手続調書については、裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに裁判員候補者の申立て部分について、裁判所が相当と認めるときに、録音体を引用し、これを訴訟記録に添付することができる（規則29条・30条）。

録音体を調書に添付する場合には、録音体のみで陳述者が特定することが可能となるよう、それぞれの質問に入る直前に、これから質問を行う裁判員候補者名（集団質問を行う場合は、他の裁判員候補者も在室していることから、当日の呼称となろう。）を読み上げる等の裁判長の適切な配慮が必要となる。

## (4) 異議申立て

検察官又は弁護人は、裁判員等選任手続調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる（規則31条）。

## 2 裁判員候補者名簿からの消除

裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者は、辞退の申立てが認められた場合を除いて、裁判員候補者名簿から消除することになる（法29条3項）。名簿管理システムに選任又は不選任（理由を含む。）の結果を入力することで、消除されるべき裁判員候補者が自動的に消除されることになる。

## 3 理由あり不選任請求却下決定に対する異議申立て

検察官、弁護人等は、法34条4項の不選任請求を却下する決定に対し、異議の申立てをすることができる（法35条1項）。

なお、不選任決定に対する不服申立ては認められていない。また、不選任の決定を受けた裁判員候補者についても、不服申立ては認められていない。

## (1) 申立ての方式

## ア 申立人

検察官、被告人、弁護人

## イ 申立時期

当該裁判員候補者に対する選任決定がされるまで

## ウ 申立先

対象事件の係属する地方裁判所（国法上の地方裁判所）

## エ 申立方法

書面を原裁判所に提出するか、裁判員等選任手続において口頭で申し立てができる。

## (2) 原審における事務処理

## ア 受付

申立書又は調書に受付日付印を押捺し、雑事件として立件する。

## イ 申立書の送付

原審は、異議の申立ての全部又は一部を理由がないと認めるときは、24時間以内に、意見書を添えて、申立書を異議審に送付する（刑訴法423条2項、法35条）。

また、原裁判所が必要と認めるときは、選任記録等を異議審に送付する（規則33条1項、刑訴規則271条1項）。異議の申立ては、通常は裁判員等選任手続内で行われるので、選任記録送付までに調書が整理されていない場合は、裁判員等選任手続に立ち会った書記官が申立ての趣旨及び理由を適宜の方法で記録化したものを作成し、当該裁判員候補者の事前・当日質問票（回答）並びに質問手続における当該裁判員候補者に対する質問及びこれに対する陳述を記録したものとともに異議審に送付するという運用が考えられる（解説443ページ参照）。

なお、裁判員等選任手続の期日における陳述の全部又は一部について、録音装置を使用してこれを録取した場合は、録音体を添付することが相 当であろう。

## (3) 異議審における審理

異議申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をする（注93）。異議申立てには執行停止の効力はなく、当該裁判員候補者が裁判員に選任され、審理が開始している場合もあるので、受訴裁判所と緊密な連携をとった上、速やかに処理をする必要がある（注94）。

#### ア 異議の申立てを認容する場合

原決定を取り消すとともに、不選任決定をする。この時、すでに当該裁判員候補者が裁判員に選任されていた場合には、選任決定の効力が失われ、合議体の裁判員の員数に不足が生じた場合に当たり、裁判員の追加選任が必要になる。そのため、異議が申し立てられた場合には、あらかじめ十分な数の補充裁判員を置くことが考えられよう（解説155ページ参照）。

#### イ 異議の申立てを棄却する場合

異議申立て棄却決定をする。

異議申立て棄却決定に対しては、特別抗告を申し立てることができる（刑訴法433条）。

#### ウ 決定の通知等

検察官及び被告人又は弁護人に対し、適宜の方法で通知する（規則31条2項）。また、原審に対しても、適宜の方法で通知する（刑訴規則272条）。

異議の申立てが認容され、不選任の決定がされた場合には、当該裁判員候補者に対して、適宜の方法で通知する（規則31条3項）。

(注93) 原決定に関与した裁判官は、異議申立ての裁判に関与することはできない（解説155ページ参照）。

(注94) 異議審の結果が出る前に、当該裁判員候補者がくじ等で不選任になった場合には、異議申立ては訴えの利益を失い、不適法な申立てとして棄却されることになる。

#### 第1 裁判員及び補充裁判員の解任

##### 1 請求による解任（法41条）

裁判員又は補充裁判員について、義務違反等があり、引き続きその職務を行わせることが適当でないという場合や、選任資格を有しない、又は欠格事由に該当するという場合には、検察官、被告人又は弁護人の請求により、当該裁判員及び補充裁判員を解任することができる。解任の手続は、解任事由等により、受訴裁判所が判断する場合と、地方裁判所が判断する場合がある。

解任請求の多くは、公判審理中に申し立てられることが予想されるため、公判の審理計画が大きく狂うことのないよう、迅速な処理が要求される。

##### (1) 要件等

###### ア 解任事由（法41条1項）

- ・ 宣誓義務違反（1号）
- ・ 出頭又は出席義務違反（2号及び3号）
- ・ その他の義務違反（注95）（4号及び5号）
- ・ 資格欠如等（6号）
- ・ 不公平な裁判をするおそれ（ただし、選任決定後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。）（7号）
- ・ 質問票への虚偽記載等（8号）
- ・ 公判手続の進行妨害（9号）

###### イ 請求権者

検察官、被告人、弁護人

###### ウ 対象者

裁判員、補充裁判員

###### エ 請求方法

(注95) 公平誠実に職務を行う義務、守秘義務、品位を害する行為をしない義務、評議において意見を述べる義務違反等

書面又は口頭（公判での請求もある。）

#### オ 判断をする裁判所

受訴裁判所は、次の(ア)及び(イ)の場合には、自ら判断をする（構成裁判官のみの判断）。(ア)は請求却下決定（簡易却下）、(イ)は解任決定である。

(ア) 解任請求に理由がないことが明らかなとき又は法41条1項ただし書の規定に違反してされたものであるとき

(イ) 宣誓義務違反、出頭又は出席義務違反、資格欠如等、公判手続の進行妨害に該当すると認めるとき

これら以外の場合には、地方裁判所が判断をする（法41条2項）。

#### (2) 受訴裁判所における事務処理

解任請求がされても訴訟手続は当然には停止しないが、合議体の構成に関わる事項であるので、公判で請求された場合は当然のこと、期日間の請求であっても、速やかに処理する。

また、公判で請求された場合に、請求者が請求の理由を述べたり、（受訴裁判所で判断を行う場合に）後述の意見聴取及び陳述の機会の付与等の手続を引き続き公判庭で行ったりすると、当該裁判員等のプライバシー保護の面から不適切な場面が生じる可能性が高いと考えられるときには、一度休庭などの配慮が必要となろう。

#### ア 受付

請求書又は調書に受付日付印を押捺し、雑事件として立件する。

公判で口頭で請求があった場合には、調書に記載する。

地方裁判所で判断をする事件の場合には、記録の表紙を作成し、地方裁判所に事件記録とともに送付する（地方裁判所における事務処理については69ページ(3)参照）（注96）。

#### イ 意見聴取

解任の請求についての決定をするには、あらかじめ検察官及び被告人

(注96) 公判で請求された事件を地方裁判所に送付する場合には、期日終了後速やかに送付する。

又は弁護人の意見を聞く（法41条5項）。聴取した意見は、適宜の方法で記録化することが相当であろう。

#### ウ 意見陳述の機会の付与

資格欠如等（法41条1項6号）により裁判員等を解任する決定をするときは、当該裁判員等に陳述の機会を与えなくてはならない（同6項）。

陳述は、書面又は口頭のいずれの方法でも行うことができる。口頭で行われた場合には、書記官は申述調書を作成する（刑訴規則296条）。公判又は審尋において陳述が行われた場合には、公判又は審尋調書に記載する。

#### エ 決定書の作成

請求を却下する場合には却下決定書を、解任する場合には、解任決定書を作成する。

公判において決定をした場合には、調書に記載する。

#### オ 決定の告知

裁判員又は補充裁判員を解任する決定をした場合には、当該裁判員等に適宜の方法で通知する。

検察官、被告人及び弁護人には、決定書副本を送達する。

#### (3) 地方裁判所における事務処理

事件の送付を受けた地方裁判所は、解任請求に対する判断をする。公判で請求され、訴訟手続を中断させている場合には、速やかに処理することが必須である。地方裁判所が判断に当たって事実の取調べを行う場合には、審尋を開いて行うことも考えられよう（注97）。

#### ア 意見聴取

解任の請求についての決定をするには、あらかじめ検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞く（法41条5項）。聴取した意見は、適宜の方法で記録化することが相当であろう。

#### イ 意見陳述の機会の付与

(注97) 受訴裁判所で判断する場合にも審尋を開くことはあり得る。

その他の義務違反（法41条1項4、5号）、資格欠如等（同6号）、不公平な裁判をするおそれ（同7号）、質問票への虚偽記載等（同8号）により裁判員等を解任する決定をするときは、当該裁判員等に陳述の機会を与えるべきではない（同6項）。

陳述は、書面又は口頭のいずれの方法でも行うことができる（注98）。口頭で行われた場合には、書記官は申述調書を作成する（刑訴規則296条）。

#### ウ 決定書の作成

請求を却下する場合には却下決定書を、解任する場合には解任決定書を作成する。

#### エ 決定の告知

裁判員又は補充裁判員を解任する決定をした場合には、当該裁判員等に適宜の方法で通知する。

検察官、被告人及び弁護人には、決定書副本を送達する。

#### オ 受訴裁判所への記録の返還

決定の告知が終了したら、速やかに解任請求事件の記録及び事件記録を受訴裁判所へ返還する。

#### (4) 却下決定に対する異議申立て

受訴裁判所及び地方裁判所がした裁判員等の解任請求を却下する決定に対しては、異議の申立てをすることができる（法42条1項）。

なお、解任決定に対する不服申立ては認められていない。また、解任の決定を受けた裁判員、補充裁判員についても不服申立ては認められていない。

#### ア 申立ての方式

##### (ア) 申立期間

1日（刑訴法422条、法42条3項）

（注98）公判で申立てがされ、訴訟手続を中断させている場合には、当該裁判員等を待機させるなどして、速やかに意見陳述の手続をとることができるように留意する必要がある。

#### (イ) 申立先

対象事件の係属する地方裁判所（国法上の地方裁判所）

#### (ウ) 申立方法

書面を原審に提出（刑訴法423条、法42条3項）

#### イ 原審における事務処理

##### (ア) 受付

申立書に受付日付印を押捺し、雑事件として立件する。

#### (イ) 申立書の送付

原審は、異議の申立ての全部又は一部を理由がないと認めるときは、1日以内に意見書を添えて申立書を異議審に送付する（刑訴法423条2項、法42条3項）。

原審は、必要と認めるときは、訴訟記録等（選任記録も含む。）を異議審に送付する（規則40条1項、刑訴規則271条1項）。

#### ウ 異議審における事務処理

##### (ア) 異議の申立てを認容する場合

原決定を取り消すとともに、解任決定をする。

##### (イ) 異議の申立てを棄却する場合

異議申立て棄却決定をする。

異議申立て棄却決定に対しては、特別抗告を申し立てができる。

#### (ウ) 決定の通知等

検察官及び被告人又は弁護人には、適宜の方法で通知する（規則40条2項）。原審に対しても、適宜の方法で通知する（刑訴規則272条）。

異議の申立てが認容され、解任決定がされた場合には、当該裁判員候補者に対して、適宜の方法で通知する（規則39条）。

原審に対し、適宜の方法で通知し（刑訴規則272条）、記録を返却する。

#### 2 職権による解任（法43条）

裁判員等に解任事由がある場合には、職権により解任することができる。解任事由等により、判断をする裁判所が受訴裁判所と地方裁判所に分かれることや、解任手続に迅速な処理が要求されることは、請求による解任と同じである。

#### (1) 受訴裁判所による解任

受訴裁判所は、裁判員等に宣誓義務違反（法41条1項1号）、出頭又は出席義務違反（同2号及び同3号）、資格欠如等（同6号）及び公判手続の進行妨害（同9号）の事由があると認めるとときは、裁判員等を解任する（法43条1項）。

受訴裁判所が、裁判員等を解任した場合には、解任決定書を作成する（注99）。公判で解任した場合には、公判調書に記載する。

なお、裁判員等選任手続で宣誓を行わなかったために解任する場合には、裁判員等選任手続調書に記載する。

#### (2) 地方裁判所による解任

受訴裁判所は、裁判員等に法41条1項4号、5号、7号、8号の事由があると思料するときは、通知書を作成し、地方裁判所に通知する（法43条2項）（注100）。

地方裁判所では、解任事由の有無について判断し、結果を受訴裁判所に連絡する。

#### 3 裁判員等の申立てによる解任（法44条）

裁判員又は補充裁判員は、法16条8号に規定する事由により職務を行うことが困難となったときは、辞任の申立てを行うことができる（注101）。

申立てを受けた受訴裁判所は、法16条8号の事由に当たると認めるときは、解任決定を行い、裁判員等に通知する。理由がないと認めるときは、辞任の申立書に「平成〇年〇月〇日 職権を発動せず 印」等と記載し、裁判長が

（注99） 立件は要しない。

（注100） 地方裁判所による解任は、この通知書により、雑事件として立件する。

（注101） 立件は要しない。

これに押印をする。申立てをした裁判員等には、解任しなかったことを通知することが相当であろう。

#### 4 補充裁判員の解任（法45条）

1から3までの解任に加え、補充裁判員の場合には、引き続きその職務を行わせる必要がないときにも、解任することができる（法45条）。複数の補充裁判員が選任されている場合には、公判の審理状況により、その一部を解任するということもある。

## 第2 追加選任

#### 1 裁判員の追加選任

裁判員の員数に不足が生じた場合には、裁判員を追加選任する。

##### (1) 補充裁判員が選任されている場合（法46条1項）

補充裁判員が選任されている場合には、補充裁判員を、選任の際に定められた順序に従い裁判員に選任する決定をする。

公判外で選任決定をした場合は、検察官、弁護人及び追加選任された裁判員に対し、決定の謄本を送達する。

補充裁判員が裁判員に選任された場合には、再度、宣誓や法39条の説明を行う必要はない（注102）。

##### (2) 補充裁判員が選任されていない場合（法46条2項）

補充裁判員が選任されていない場合に、裁判員の員数に不足が生じたときは、改めて裁判員等選任手続期日を定め、呼び出すべき裁判員候補者を選定し、選任手続を行うことになる。この場合の選任手続は、基本的に初回の選任手続と同じである。

#### 2 補充裁判員の追加選任

補充裁判員を新たに選任する場合や、追加する必要がある場合には、補充裁判員の追加選任をする（法47条）。

補充裁判員を追加選任する場合は、裁判員等選任手続の期日を定め、呼び

（注102） 補充裁判員に選任されたときに、宣誓や法39条の説明を行っている。

出すべき裁判員候補者を選定し、選任手続を行うことになる。

## 第6章 区分審理決定がされた場合の裁判員等選任手続事務

### 第1 選任予定裁判員を選定しない場合

#### 1 総 説

区分審理決定がされた事件の裁判員等選任手続事務は、区分審理決定がされていない事件の取扱いと変わることではなく、各区分事件審判及び併合事件審判ごとに、裁判員等の選任手続を行った上で、それぞれの審理を行うこととなる。

もっとも、区分審理決定がされた場合において、区分事件審判が終了した後に、次に行う区分事件審判又は併合事件審判（以下「区分事件審判等」という。）における呼び出すべき裁判員候補者の選定、呼出状の送達、質問票の送付等の手続を行うこととした場合、次に行う区分事件審判等の開始までに数週間を要することとなることから、通常は、先行の区分事件審判のための裁判員等の選任手続等と並行して、後行の区分事件審判等のための裁判員等の呼出手続を行い、先行の区分事件審判の終了後、直ちに後行の区分事件審判等の裁判員等選任手続期日を開き、裁判員等を選任した上、後行の区分事件等の審理を行う運用になろう。

#### 2 選任記録の作成

区分審理決定がされた場合、選任手続は区分事件審判等ごとに行われるところから、選任記録も区分事件審判等ごとに作成する。

なお、記録表紙の事件名については、当該区分事件審判等に係る事件名のみを記載すればよい。

#### 3 裁判員等選任手続調書の作成

##### (1) 事件番号及び被告事件名

区分審理決定がされた場合における区分事件に係る裁判員等選任手続調書に関しては、同決定がされた場合でも被告事件自体はすべて併合されて

いるから、事件名としては併合事件すべての罪名を記載することになる。もっとも、手続を明確にしておくため、当該区分事件の罪名を調書の冒頭部分に併記しておくことが相当である。

同様に、区分審理決定がされた場合、区分事件番号は、事件番号の後ろに枝番号を付け加えて特定する（例：平成21年（わ）第〇〇号-1）。

##### (2) 裁判員等選任手続調書の回数について

区分審理決定がされた場合、併合事件全体について言えば、裁判員等選任手続期日は複数存在するが、各区分事件における裁判員等選任手続はそれぞれが独立した手続であり、また、各区分事件の裁判員等選任手続が複数の期日にわたって実施されることは多くないと想定されることから、期日の回数を記載することが相当とまではいえないであろう。

##### (3) 裁判員等選任手続調書の整理期間

区分審理決定がされた事件は、遅くとも、直後の区分事件審判又は併合事件審判における公判期日の調書の整理期限までに整理しなければならない（規則28条）。

### 第2 選任予定裁判員を選定する場合

#### 1 選任予定裁判員の選定

上記のとおり、区分審理決定がされた場合、通常は、先行の区分事件審判のための裁判員等の選任手続等と並行して、後行の区分事件審判等のための裁判員等の呼出手続を行い、先行の区分事件審判の終了後、直ちに後行の区分事件審判等のための裁判員等を選任した上、後行の区分事件等の審理を行うという運用になるものと思われるが、あらかじめ先行の区分事件審判の裁判員及び後行の区分事件審判等の選任予定裁判員を選んでおいた上で、先行の区分事件の審理を行うといった方法も可能である。

選任予定裁判員の員数は、受訴裁判所が定めることになるが、その上限は定められていない。選任予定裁判員からの裁判員等の選任は、選定取消し（法93条ないし96条）がなければ、選任期日に出頭した選任予定裁判員から

あらかじめ定められた順序に従って行われることから、一定程度選定取消し等が行われることを想定して、予定する裁判員等の員数よりも多めの員数を選定することとなるが、選任予定裁判員に無用な負担をかけないためにも、区分事件の審理開始時期や審理期間等を考慮して、個別の事件ごとに必要とする選任予定裁判員の員数を定める必要がある。

## 2 選任予定裁判員の選定手続に関する事務

### (1) 総 説

選任予定裁判員を選定する場合の選定手続に関する事務も通常の事件における裁判員等選任手続と基本的には変わることはない。裁判員等を選任する代わりに選任予定裁判員を選定するだけである（選任予定裁判員は裁判員等選任手続においてあらかじめ選定されるものであり、選任予定裁判員の選定及び選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続については、その性質に反しない限り、法26条2項以下の裁判員等選任手続に関する規定が適用される。）。したがって、選任予定裁判員を選定する期日も、「裁判員等選任手続を行う期日」である（法90条2項、27条1項）から、選任予定裁判員を選定する期日の呼出状も通常の事件の場合と基本的には異なる。もっとも、選任予定裁判員を選定する場合、選任予定裁判員の職務従事予定期間は、選任予定裁判員を選定する期日及び選任予定裁判員を裁判員等に選任する期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日（公判終了日）までとなる（法90条2項、27条1項ただし書）。また、選任予定裁判員を選定する手続であるので、選定された選任予定裁判員について法39条の説明及び宣誓を行うことはない。

### (2) 質問手続における質問方式

通常の事件の場合と同様、全員質問方式（規則61条1項）、規則61条2項の質問方式（いわゆる、抹消方式、質問打切方式、ストライク・アウトケース）、規則61条3項の質問方式の3方式が定められており、各方式における事務の流れは、基本的には、規則35条による場合と異ならない。ただし、全員質問方式による場合、理由なし不選任請求（なお、選任予定裁

判員を選定する場合の理由なし不選任請求の最大行使数は、検察官及び被告人各4人に、選定すべき選任予定裁判員のうち裁判員の員数を超える員数が1人又は2人のときは1人、3人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の2分の1の員数を加えた員数となる（法90条2項、36条2項）。後に、裁判所は、不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、くじで、選任予定裁判員を裁判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。以下同じ。）に選任されるべき順序を定めて選定する旨の決定をする。この場合、くじ担当者は、名簿管理システムに理由なし不選任の結果を入力した上、最終くじを実施し、「被選定者一覧」【書式例22】を名簿管理システムから印刷して、質問手続室内にいる裁判官等に届ける。

また、規則61条2項の質問方式による場合、質問の順序が選任予定裁判員に選定される順序となり、裁判所は、不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、前記順序に従い裁判員に選任されるべき順序を定めて選定する旨の決定をする（規則61条3項の質問方式によりくじで質問を受けるべき裁判員候補者を決定した後の事務の流れも、全員質問方式または規則61条2項の質問方式の場合と同じである。）。

### (3) 選任予定裁判員が不足する場合（法92条）

選任予定裁判員の選定手続を行ったものの選任予定裁判員が不足する場合には、改めて選定手続を行い、不足する員数の選任予定裁判員を選定しなければならない。この場合、当初の職務従事予定期間の変更を余儀なくされる場合もあるから、最初の選定手続において選定した選任予定裁判員を解任する必要が生じることも予想して、追加選定すべき選任予定裁判員の員数及び呼出候補者数を決定する必要がある。

### (4) 裁判員等選任手続調書の作成

裁判員等選任手続調書には、選任予定裁判員の氏名及びその選定に係る被告事件名も記載する（規則26条1項16号）。選定に係る被告事件名については、通常は調書冒頭に記載する被告事件名（規則26条1項1号）に併

記することになろう（第1の3(1)参照）。

なお、選任予定裁判員を選定する場合であっても、選任予定裁判員を選定する手続と選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続は、それぞれ独立した手續であり、前記の各手續が複数の期日にわたって実施されることは多くないと想定されることから、期日の回数を記載することが相当とまではいえないであろう。

#### (5) 裁判員等選任手続調書の整理期間

第1の3(3)と同様

#### (6) 選任記録の作成

第1の2と同様

### 3 選任予定裁判員の裁判員等への選任手続に関する事務

#### (1) 選任予定裁判員から裁判員等への選任

裁判所は、区分事件審判における裁判員等の任務が終了したときは、次の区分事件審判又は併合事件審判に係る裁判員等に選任されるため選定されている選任予定裁判員で、指定する裁判員等選任手続期日に出頭したものから、選定において定められた順序に従い、その事件の裁判員等を選任する決定をする（法97条1項）。

#### (2) 選任予定裁判員の呼出し

裁判所は、選任予定裁判員に選定された者を裁判員等を選任する期日に呼び出すことになるが（法97条2項），この呼出しは、選任予定裁判員に通知して行う（法97条3項）ので、呼出状を送達して行う必要はない（法27条2項参照）。通知は、適宜の方法で行うが、通常は、選任予定裁判員の選定の告知をする際に、期日を記したメモ等を交付するなどして行うこととなろう。

#### (3) 裁判員等選任手続期日直前及び当日における事務

##### ア 裁判員等選任手続期日直前における事務

裁判員等選任手続期日においては、基本的には、出頭した選任予定裁判員からあらかじめ定められた順序に従って裁判員等を選任するだけで、

質問票及びこれを前提とした質問手続は予定されておらず、かつ、オリエンテーションも、選任予定裁判員の選定期日において実施済みであることから、当日のスケジュール等について簡潔に行えば足りると思われるるので、これらを踏まえた準備を行うことになる。刑事訟廷は、選任期日の直近の段階で、「出頭選任予定裁判員一覧表」【書式例23】を名簿管理システムを用いて印刷しておく。

なお、選任予定裁判員から裁判員等を選任する期日までの間の選定取消しの状況等に鑑み、選任予定裁判員の人数が選任を予定している裁判員等の員数よりも多すぎるような場合には、選任期日の前に、職権による選任予定裁判員の選定取消しを活用するのが望ましい（後述の4(2)ウ参照）。

##### イ 裁判員等選任手続期日における事務

刑事訟廷は、「出頭選任予定裁判員一覧表」【書式例23】を用いて受付を行う。そして、受訴裁判所は、出頭した選任予定裁判員について、選定取消請求をするかどうかを当事者に確認するとともに、選任予定裁判員からの選定取消しの申立ての有無を確認して選定取消しの判断を行う。また、職権による選定取消しの判断を行い、これらの結果を刑事訟廷に報告する。刑事訟廷は、選任予定者の出頭の有無及び選定取消しの結果を名簿管理システムに入力し、あらかじめ定められた順序に従った「被選任者一覧」【書式例20】を印刷して裁判官等に届ける。そして、受訴裁判所は、選ばれた選任予定裁判員を裁判員等に選任する旨の決定をする。その後の手続は通常の事件の場合と異ならない。裁判員等に選任された者については、法39条の説明及び宣誓を実施する。

##### ウ 裁判員等選任手続期日に関するその他の事務

##### (ア) 裁判員等選任手続調書の作成

名簿管理システムから印刷される「出頭選任予定裁判員一覧表」【書式例23】及び「被選任者一覧」【書式例20】については、調書に引用することができる。

被告事件名、期日の回数については、第2の2(4)と同様

(イ) 調書の整理期間

第1の3(3)と同様

(ウ) 選任記録の作成

第1の2と同様

#### 4 選任予定裁判員の選定取消しに関する事務

##### (1) 請求による選定取消し（法93条）

選任予定裁判員について、裁判員の職務を行わせることが適当でないという場合や、選任資格を有しない、又は欠格事由に該当するというような事情が判明した場合には、検察官、被告人又は弁護人の請求により、当該選任予定裁判員の選定を取り消すことになる。選定取消請求の多くは、選任予定裁判員の選定後、選任予定裁判員から裁判員等を選任する期日までの間に申し立てられることが予想される。

##### ア 要件 等

###### (ア) 選定取消事由（法93条1項）

- ・ 資格欠如等（1号）
- ・ 不公平な裁判をするおそれ（ただし、選定決定後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。）（2号）
- ・ 質問票への虚偽記載等（3号）

###### (イ) 請 求 権 者

検察官、被告人、弁護人

###### (ウ) 請 求 方 法

書面又は口頭（裁判員等選任期日での請求もある。）

###### (エ) 判断をする裁判所

受訴裁判所。選任予定裁判員の選定取消しに関する判断は、法6条2項2号の「訴訟手続に関する判断」であり、構成裁判官のみで判断する。

###### イ 受訴裁判所における事務処理

選任予定裁判員に選定された段階では、いまだ合議体の構成員として審理に関与しているわけではないが、選定取消しにより選任予定裁判員の数が選任をしている裁判員等の員数に満たなくなる場合もあり得ることから、速やかに処理する。

###### (ア) 受付

請求書又は調書に受付印を押捺し、雑事件として立件する。

選任予定裁判員を選定する期日又は選任予定裁判員から裁判員等を選任する期日において口頭で請求があった場合には、調書に記載する。

###### (イ) 意見聴取

選定取消しの請求についての決定をするには、あらかじめ検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞く（法93条3項、規則62条1項）。

###### (ウ) 意見陳述の機会の付与

選任予定裁判員の選定を取り消す決定をするときは、当該選任予定裁判員に陳述の機会を与えなければならない（法93条4項）。

陳述は、書面又は口頭のいずれの方法でも行うことができる。口頭で行われた場合には、書記官は申述調書を作成する（刑訴規則296条）。選任予定裁判員を選定する期日、選任予定裁判員から裁判員等を選任する期日又は審尋において陳述が行われた場合には、裁判員等選任手続又は審尋調書に記載する。

###### (エ) 決定書の作成

請求を却下する場合には却下決定書を、選定を取り消す場合には選定取消決定書を作成する。選任予定裁判員を選定する期日又は選任予定裁判員から裁判員等を選任する期日において決定をした場合には、調書に記載する。

###### (オ) 決定の告知

選任予定裁判員の選定を取り消す決定をした場合、受訴裁判所は、選定を取り消したことを、刑事訟廷に対し、適宜の方法で報告する。

刑事訟廷は、受訴裁判所によって選定取消しがされた選任予定裁判員

について、その旨を名簿管理システムに登録し、選定取消しの連絡文書【書式例24】の郵送や電話など適宜の方法によって当該選任予定裁判員に通知する。また、刑事訟廷は、選定取消しの状況を「選任予定裁判員一覧表」【書式例25】によって管理し、適宜、これを受訴裁判所に交付するなどして、受訴裁判所における選任予定裁判員の員数の把握が適切にされるようになるのが相当である。

検察官、被告人又は弁護人には、決定書副本を送達する。

#### ウ 却下決定に対する異議申立て（法94条）

(ア) 受訴裁判所がした選任予定裁判員の選定取消請求を却下する決定に対しては、異議の申立てをすることができる（法94条1項）。

なお、選定取消決定に対する不服申立ては認められていない。また、選定取消しの決定を受けた選任予定裁判員についても不服申立ては認められていない。

(イ) 異議申立てがあった場合の事務処理は、基本的には法42条の場合と異なる（注103）（ただし、申立期間、申立書等の異議審への送付期間は、原則どおり3日となる（法94条2項、刑訴法422条、423条2項）。

#### (2) 職権による選定取消し（法95条）

ア 選任予定裁判員が法93条1項各号のいずれかに該当する場合には、職権で当該選任予定裁判員の選定を取り消すことができる。この場合、当事者の意見聴取を行う必要があること及び当該選任予定裁判員に陳述の機会を与えるべきことについては、請求による選定取消しの場合と同じである（法93条3項及び4項、95条2項）。

イ 以下の事由のいずれかが生じ、選任予定裁判員を裁判員等に選任する必要がなくなった場合には、職権で当該選任予定裁判員の選定を取り消すことができる（法95条3項）。

#### ・ 区分審理決定の取消し（1号）

（注103） 雜事件として立件する。

- ・ 区分審理決定の変更（2号）
- ・ 公訴棄却の決定（3号）
- ・ 構成裁判官のみで構成する合議体により区分事件の審理及び裁判を行う旨の決定（4号）

ウ その他、選任予定裁判員を裁判員等に選任する必要がなくなった場合には、職権で当該選任予定裁判員の選定を取り消すことができる（法95条4項）。実際の運用としては、選定取消し等に備えて、選任する予定の裁判員等の員数よりも多めの選任予定裁判員を選定することになるとと思われるが、裁判員等の選任期日までの間の選定取消しの状況、選任期日において選定取消しがなされる可能性及び選任予定の裁判員等の員数と選任予定裁判員の員数との差等を勘案し、本項により職権で選任予定裁判員の一部について選定を取り消すことも考えられよう。この場合、複数の選任予定裁判員の選定を取り消すときは、裁判員等に選任されるべき順序が遅い選任予定裁判員から順に選定を取り消すことになる。

#### (3) 選任予定裁判員の申立てによる選定取消し（法96条）

選任予定裁判員は、法16条8号に規定する事由（ただし、選定後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。）により裁判員等の職務を行うことが困難になったときは、選定取消しの申立てをすることができる。

申立てを受けた受訴裁判所は、選定取消しの判断をするため必要がある場合には、当該選任予定裁判員に対し資料の提出を求める（規則65条）などし、法16条8号の事由に当たると認めるときは、選定取消決定を行い、選任予定裁判員に適宜の方法で通知する。申立てに理由がないと認めるときは、申立書に「平成〇年〇月〇日 職権を発動せず 印」等と記載し、裁判長がこれに押印をするなどし、申立てをした選任予定裁判員には、選定取消しをしなかったことを通知することが相当である。

裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）

裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）

番号	手続の内容及び作成される文書	書式例	根拠規定	作成主体	編成	備考
1	裁判官 1 人及び裁判員 4 人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定（合議体の構成）	検察官、被告人及び弁護人に異議のないことの確認書、聴取書	法 2 条 4 項	【確認書】検、被、弁 【聴取書】書	訴	
2	決定書		法 2 条 3 項	受	訴	
3	取消決定書		法 2 条 7 項	受	訴	
4	裁判官の合議体で取り扱う決定（対象事件からの除外）	請求書	法 3 条 1 項	檢、被、弁	訴	
5	検察官、被告人及び弁護人の意見書、聴取書		法 3 条 3 項；規則 3 条	【意見書】檢、被、弁 【聴取書】書	訴	
6	合議体の裁判長の意見書、聴取書（職権で決定する場合）		法 3 条 4 項	【意見書】長 【聴取書】書	訴	
7	決定書・却下決定書		法 3 条 1 項、2 項	合	訴	
8	即時抗告の申立書		法 3 条 6 項	檢、被、弁	訴	
9	対象事件以外の事件を法 2 条 1 項の合議体で取り扱う決定	決定書	法 4 条 1 項	受	訴	
10	併合決定書		法 4 条 2 項	受	訴	
11	1 人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱う決定	決定書	法 5 条 ただし書	受	訴	
12	前科照会	前科照会書	[15]	法 12 条 2 項	地	【決裁】司 【原本】地檢へ
13		前科回答書		法 12 条 2 項	地檢	司
14	裁判員候補者の員数の割当て及び通知並びに本籍照会	割当て員数等一覧表		法 20 条 1 項、2 項	地	司
15		選挙人名簿に登録されている者の員数について（照会）	[1]	法 12 条 2 項、規則 11 条 3 項	地	【決裁】司 【原本】選管へ
16		選挙人名簿に登録されている者の員数について（回答）		法 12 条 2 項、規則 11 条 3 項	選管	司
17		割当て員数等一覧表	[2]	法 20 条 1 項、2 項	地	司
18	裁判員候補者の割当員数について（割当員数通知兼本籍照会）	[3]	法 12 条 2 項、20 条 1 項、規則 10 条	地	【決裁】司 【原本】市、選管へ	

裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）

番号	手続の内容及び作成される文書	書式例	根拠規定	作成主体	編成	備考
19	裁判員候補者予定者名簿（兼本籍回答）の送付		法 12 条 2 項、22 条、規則 10 条	市、選管	司	
20	裁判員候補者名簿の調製	裁判員候補者名簿	法 23 条 1 項、規則 12 条 1 項	地	司	
21		裁判員候補者予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことの通知書	法 23 条 4 項	選管	司	
22	地方裁判所による調査	調査票	規則 15 条	地	【決裁】司 【原本】候へ	
23		調査票（回答）	規則 15 条	候	司	
24	裁判員候補者への通知	通知書	[4]	法 25 条	地	【決裁】司 【原本】候へ
25	呼び出すべき裁判員候補者の選定	必要な員数の福充裁判員を置く決定又は置かない決定の決定書	法 26 条 1 項	受	訴（選）	公判前整理手続期日においてされることが多く、決定書の作成は例外的
26		呼び出すべき裁判員候補者の員数の決定書	法 26 条 2 項	受	訴（選）	公判前整理手続期日においてされることが多く、決定書の作成は例外的
27		選定録	[7]	規則 16 条	地	司
28		選定日時等の通知書	[6]	法 26 条 4 項	地	【決裁】司 【原本】檢、弁へ
29	裁判員等選任手続期日の指定・変更	期日指定書	法 27 条 1 項	受	訴（選）	公判前整理手続期日においてされることが多く、決定書の作成は例外的
30		検察官及び弁護人にに対する期日的通知書	規則 17 条	書	【写し】訴（選） 【原本】檢、弁へ	公判前整理手続期日において期日指定され、通知不要とされることが多く、通知書の作成は例外的
31		期日変更請求書	規則 21 条 1 項、2 項	檢、弁	訴（選）	
32		期日変更に関する意見書、聴取書	規則 21 条 5 項	【意見書】檢、弁 【聴取書】書	訴（選）	
33		期日変更決定	規則 21 条 1' 項	受	訴（選）	
34		期日変更請求却下決定	規則 21 条 3 項	受	訴（選）	
35		呼び出した裁判員候補者に対する期日変更の通知書	規則 21 条 7 項	書	【写し】訴（選） 【原本】候へ	
36	裁判員候補者の呼出し	呼出状	[10]	法 27 条 2 項、規則 18 条	書	【写し】訴（選） 【原本】候へ
37		呼出状の送達報告書		法 27 条 2 項	郵	訴（選）
38		呼出取消通知書	[14]	法 27 条 6 項	書	【写し】訴（選） 【原本】候へ

裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）

番号	手続の内容及び作成される文書	書式例	根拠規定	作成主体	権威	備考
39	事前質問票	質問票	[12]	受	【写し】訴（選） 【原本】候へ	
40	質問票（回答）		法30条1項、規則22条、23条	候	訴（選）	
41	答退申立て	答退申立書	法16条	候	訴（選）	
42	裁判員候補者に関する情報の開示	呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿	[16]	法31条1項 長、官	【写し】訴（選） 【原本】候へ	
43		質問票写し	法31条2項	【原本】候	廢棄	
44	裁判員等選任手続	裁判員等選任手続調査	規則25条から27条まで	書	訴（選）	
45		裁判員等選任手続調査の正確性に関する異議申立て調査	規則29条2項	書	訴（選）	
46		被告人に対する召喚状	法32条2項	受	【写し】訴（選） 【原本】被へ	
47		当日質問票	(18)	法30条1項、規則22条、23条 候	訴（選）	
48		召喚状の送達報告書	法32条2項	郵	訴（選）	
49		不選任の請求を却下する決定に対する異議の申立て	法35条2項	檢、被、弁	訴（選）	
50		不選任の請求を却下する決定に対する異議の申立てに対する決定書	法35条3項	合	訴（選）	
51		宣誓書	(21)	法39条2項、規則35条1項 員、補	訴（選）	
52	請求による裁判員等の解任	解任請求書	法41条1項	檢、被、弁	訴	
53		検察官及び被告人又は弁護人の意見書、聴取書	法41条5項、規則36条1項	【意見書】檢、被、弁 【聴取書】書	訴	
54		請求を却下する決定書・解任決定書	法41条2項	受	訴	
55		地方裁判所による解任決定書	法41条3項	合	訴	
56		解任請求を却下する決定に対する異議申立て	法42条1項	檢、被、弁	訴	
57	職権による裁判員等の解任	検察官及び被告人又は弁護人の意見書、聴取書	法43条5項、41条5項、規則36条2項	【意見書】檢、被、弁 【聴取書】書	訴	
58	職権により裁判員又は補充裁判員を解任する決定書		法43条1項	受	訴	

裁判員裁判の下において作成される主な文書（選任手続を中心に）

番号	手続の内容及び作成される文書	書式例	根拠規定	作成主体	権威	備考
59	職権による裁判員等の解任	法41条1項4号、5号、7号又は8号に該当すると疑うに足りる相当な理由があると思料する旨の通知書	法43条2項	長	訴	
60	地方裁判所による解任決定書		法43条3項	合	訴	
61	裁判員等の申立てによる解任	訴任の申立書	法44条1項	員、補	訴	
62		解任決定書	法44条2項	受	訴	
63	補充裁判員の解任	解任決定書	法45条	受	訴	
64	裁判員の追加選任	補充裁判員を裁判員に選任する決定	法46条1項	受	訴	
65	過料の決定	裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料の決定書	法111条	受	訴（選）	
66		裁判員候補者の不出頭に対する過料の決定書	法112条1号	受	訴（選）	
67		裁判員又は補充裁判員の宣誓拒絶に対する過料の決定書	法112条3号	受	訴（選）	
68		裁判員又は補充裁判員の不出頭に対する過料の決定書	法112条4号、5号	受	訴	
69	その他	検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に関する通知書、処置の請求書	規則48条、刑訴規則303条	受	【写し】訴（選） 【原本】関係機関へ	
70		関係機関の裁判所に対する通知書	規則48条、刑訴規則303条	関係機関	訴（選）	
71	選任予定裁判員の選定	選任予定裁判員の員数の決定書	法90条1項	受	訴（選）	公判前整理手続期日においてされされることが多く、決定書の作成は例外的
72	請求による選任予定裁判員の選定取消し	請求書	法93条1項	檢、被、弁	訴（選）	
73		検察官及び被告人又は弁護人の意見書、聴取書	法93条3項	【意見書】檢、被、弁 【聴取書】書	訴（選）	
74		請求を却下する決定書・選定取消決定書	法93条2項	受	訴（選）	
75		請求を却下する決定に対する異議申立て書	法94条	檢、被、弁	訴（選）	
76	職権による選任予定裁判員の選定取消し	検察官及び被告人又は弁護人の意見書、聴取書	法95条2項、93条3項	【意見書】檢、被、弁 【聴取書】書	訴（選）	
77	選定取消決定書		法95条1項、3項、4項	受	訴（選）	

【略語表】

地	：地方裁判所	員	：裁判員	司	：司法行政文書
受	：受訴裁判所	補	：補充裁判員	訴	：訴訟記録
合	：地方裁判所の合議体	候	：裁判員候補者	訴(選)	：訴訟記録のうちの選任に関する部分
長	：裁判長	市	：市町村		
官	：裁判官	選管	：市町村の選挙管理委員会		
書	：裁判所書記官	地檢	：地方検察庁		
検	：検察官	郵	：郵便配達担当者、郵便認証司		
被	：被告人				
弁	：弁護人				

【書式例】

〒

(住所)

市選挙管理委員会 御中

平成 年 月 日

地方裁判所 支部長

選挙人名簿に登録されている者の数について（照会）

裁判員候補者名簿を調製するため必要があるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき6月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の数（登録が行われる日が8月6日以降となるときは、同月5日現在において選挙人名簿に登録されている者の数）を、月 日までに当裁判所に回答してください。

【書式例2】

## 割当員数等一覧表

市町村コード	市町村名	割当員数(人)
○○○○○	○ ○ 市	○, 000
○○○○○	○ ○ ○ 市	○, 000
○○○○○	○ ○ 市	○, 000
○○○○○	○ ○ 市	○, 000
○○○○○	○ ○ 市	000

(中略)

○○○○○	○ ○ 村	00
○○○○○	○ ○ ○ 村	00
○○○○○	○ ○ 村	00
○○○○○	○ ○ 村	00
必要な員数合計		00, 000

【書式例3】

(住所)

市選挙管理委員会 御中

市長 殿

平成 年 月 日

地方裁判所 支部長

## 裁判員候補者の割当員数等について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、 市に 人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載される者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、10月15日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

## 《書式例4》

平成 年 月 日

〒  
(住所)

様

地方裁判所 支部

**裁判員候補者名簿への記載のお知らせ**  
 このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間平成〇〇年1月1日から同年12月31日まで）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

## お問い合わせは 裁判員候補者専用コールセンターへ

開設期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日(○)～平成〇〇年〇〇月〇〇日(○)  
 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇  
           (PHS, IP電話からは〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)  
 通 話 料 固定電話からは全国一律〇分〇円(税別)  
           携帯電話からは全国一律〇秒〇円(税別)  
           公衆電話からは全国一律〇分〇円  
           (PHS, IP電話からは、通常の固定電話への料金となります。)  
 受付時間 午前〇時～午後〇時(平日・土曜日)  
           (日曜日・祝日・年末年始(〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日)は休業)

地方裁判所 支部 刑事訟廷事務室

住所

電話  
FAX

## 【書式例5】

〒  
(住所)

様

平成 年 月 日

地方裁判所 支部

## 裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（本年12月31日まで有効）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

## 【問い合わせ先】

地方裁判所 支部刑事訟廷事務室

(住所)

電話

## 【書式例6】

事件番号 平成 年(わ)第 号等

被 告 人 外 名

被告事件名

## 呼び出すべき裁判員候補者の選定について

被告人に対する上記被告事件について、呼び出すべき裁判員候補者を、次のとおり選定する。

選定日時 平成 年 月 日午前・後 時 分

選定場所 当裁判所

平成 年 月 日 檢察官に通知済  
平成 年 月 日 弁護人に通知済

## 【書式例7】

平成 年(わ)第 号等

## 裁判員候補者選定録

被 告 人 氏 名 外 名

被 告 事 件 名 等

選 定 日 時 平成 年 月 日午前・後 時 分

選 定 場 所 当裁判所

立 ち 会 つ た 檢 察 官

立 ち 会 つ た 弁 護 人

選定すべき裁判員候補者数 人

選 定 方 法 裁判員候補者名簿管理システムによる

選定された裁判員候補者 別添被選定者名簿のとおり

そ の 他 立ち会った検察官及び弁護人からは、異議等は出されなかった。

平成 年 月 日

地方裁判所 支部

(選定事務担当者 裁判員調整官)

印)

**被選定者名簿**

平成 年(わ)第 号

**[書式例7]**

#### 裁判員候補者一覽表(詳細版)

係員部	地方裁判所	支部	第	刑罰部
事件番号	平成 年(令)第	号		
被告人	外名			
遺失手続期	平成 年 月 日			
民訴法不定期	平成 年 月 日～平成 年 月 日			

[卷二例B]

**【書式例9】**

番号	就労登録番号ID	氏名	生年月日	現在の居住地	過去の居住履歴	通勤状況	備考
1	01234-56789	OOOOOOOOOO	昭和〇〇年〇月〇日	oooooooooooo	oooooooooooo oooooooooooo	○ ○	
2						×	○
3						×	×
4					○		
5							
6							
7							
8							
9							

### 【書式例10】

〒  
(住所)

七

平成 年 月 日

地方裁判所 支部 第 刑事部  
裁判所書記官



## 裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）

当裁判所で審理を行う刑事案件（平成 年（わ）第 号等）について、裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続を行いますので、

平成 年 月 日( )午前・後 時 分に

当裁判所

お越しください。

なお、あなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合には、平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの間、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただくことが予定されています。このうち、公判などの手続が予定されている日（当裁判所までお越しいただく日）は、次のとおりです。

### 【注意事項】

- 1 現時点では、まだ裁判員（又は補充裁判員）に選任されたわけではありません。  
2 裁判所にお越しの際は、この書面と認印をお持ください。  
3 正當な理由がなくこの呼び出しに応じないときは、10万円以下の過料に処せられることがあります。

※ 判所にお越しになったことの証明を希望される場合は、お帰りの際、係員にこの書面を示して、右側の欄(→)に証明印を受けてください。

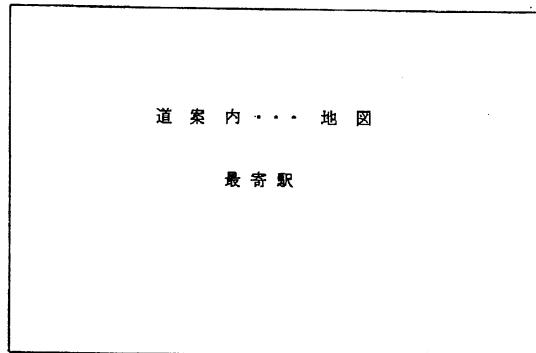
殿  
あなたが、平成 年 月 日  
に当裁判所に来庁されたことを証明いた  
します。  
地方裁判所 支部

## 【書式例11】

地方裁判所 支部

## 御案内

御不明の点等がございましたら、当裁判所まで、お問い合わせください。



## 宿泊料の支給について

宿泊料の支給対象となる方（裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に表示があります。）が、裁判所にお越しになるために宿泊を要した場合には、宿泊料として、〇〇円が支給されます。

「選任する手続についての宿泊料支給の有無」の前日の欄に「有」と表示がある方には、裁判員等選任手続期日の前日に宿泊した場合に宿泊料が支給されます。当日の欄に「有」と表示がある方には、裁判員等選任手続期日の当日に宿泊した場合に宿泊料が支給されます。

## 問い合わせ先

地方裁判所刑事巡回事務室

電話 ー ー

FAX ー ー

## 【書式例12】

平成 年(わ)第 号等  
第 刑事部

## 質問票

平成 年 月 日

(ありがな)  
お名前（署名）

印

電話番号 ( )

住所の変更がある方は、新住所を記入してください。  
新住所 〒 —

- 1 -

【書式例13】

(住所)

様

地方裁判所 支部

## 質問票送付の御案内

あなたは、当裁判所で審理を行う刑事案件の裁判員候補者に選定されました。つきましては、裁判に参加していただけるかどうかを判断する際の資料とさせていただきますので、同封の質問票に、回答を記載して、平成 年 月 日( )までに当裁判所に返送又は持参してください。

なお、質問票に虚偽の記載をすることは、法により禁じられており、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したときは、50万円以下の罰金又は30万円以下の過料に処せられることがあります。

## 今後の予定

1 裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続のために、裁判所にお越しいただく日時

平成 年 月 日( )午前・後 時 分

2 1 であなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただく期間

平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで

このうち、公判などの手続のために、裁判所にお越しいただく日

平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )

【書式例14】

(住所)

様

平成 年 月 日

地方裁判所 支部第 刑事部

裁判所書記官

職印

## 裁判員等選任手続期日に関する御連絡

さきに、あなたに対し、裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）をお送りしましたが、その後、裁判所は、御事情を踏まえ、選任手続期日にお越しいただかなくともよいと判断しました。

したがいまして、平成 年 月 日( )午前・後 時 分に当裁判所にお越しいただく必要はなくなりましたので、お知らせいたします。

### 【書式例15】

(照会番号 )

平成 年 月 日

地方検察庁 御中

地方裁判所 支部  
(担当 )

### 裁判員候補者の前科について（照会）

別紙記載の裁判員候補者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第14条に規定する欠格事由（前科に関するものに限る。）に該当する者であるか否かを、平成 年 月 日までに当裁判所に回答してください。

## 【書式例16】

平成 年 月 日

地方検察庁 支部 檢察官 殿  
弁護人 殿

地方裁判所 支部 第 刑事部

## 裁判員候補者名簿（送付）

下記の事件について、別添のとおり、裁判員等選任手続期日に呼び出した裁判員候補者の名簿を送付します。

## 記

事件番号 平成 年(わ)第 号等  
被 告 人 外 名  
被告事件名

## 【書式例16】

平成 年(わ)第 号等

番号	裁判員候補者ID	氏名
1	01234-56789	〇〇〇〇
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

呼出候補者一覧表(受付処理用)

候補者番号	姓	名	性別	年齢	年(月)齢	支局	支局	第	郵便局
被告人									
被告人手帳登録日									
被告人手帳登録予定期間									

【書式例17】

番号	候補者番号	姓	名	性別	年齢	年(月)齢	支局	支局	第	郵便局
1	01234-56789	○	○○○○○	○	○	○	○	○	○	○
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

【書式例18】

質問票(当日用)

【すべての質問について、全員が回答してください。】

問1 あなたは、被告人又は被害者と関係があったり、事件の捜査に関与するなど、この事件と特別の関係がありますか。

ある ない

ある場合は、具体的にお書きください。

( )

問2 今回の事件のことを報道などを通じて知っていますか。

知らない ある程度知っている くわしく知っている

問3 あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあつたことがありますか。

ある ない

ある場合は、その被害の内容を差し支えない範囲でお書きください。

( )

平成〇〇年〇〇月〇〇日

お名前(署名) \_\_\_\_\_ 印

〔選任調査添付〕

(別紙)

四百一  
年(九)

号第 1 年(初)算

表一 載具候補者頭出

(注)該当する事項の□にレを付し、該当する条を〇で囲み、又は該当する項若しくは号を空欄に記入する。

**【書式例19】**

(別紙) 平成 年(わ)第

号等

被選任者一覽

裁判員

補充裁判員

せん 宣  
 せい 誓  
 ほうれい したが こうへいせいじつ  
 法令に従い公平誠実に  
 しょくむ おこな ちか  
 職務を行うことを誓います  
 さいばんいん  
 裁判員

【書式例21】

(別紙)  
平成 年(わ) 第 号等 - 1

## 被選定者一覧

選定順	氏名
1	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
2	・
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13.	
14	
15	

## 書式例

## 書式例

(別紙)

平成 年(わ)第 号等一

出頭選任予定裁判員一覧表

出頭 順位	選任種 別	裁判員 候補者ID	氏名	選任手續状況		備考
				選任取消	理由	
□ 1		01234-56789	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○	裁判員法 条項	
□ 2					裁判員法 条項	
□ 3					裁判員法 条項	
□ 4					裁判員法 条項	
□ 5					裁判員法 条項	
□ 6					裁判員法 条項	
□ 7					裁判員法 条項	
□ 8					裁判員法 条項	
□ 9					裁判員法 条項	
□ 10					裁判員法 条項	

1/1

【書式例23】

【書式例24】

丁一  
(住所)

様

平成 年 月 日

地方裁判所 支部 第一 刑事部  
裁判所書記官

## 裁判員等選任手続期日に関する御連絡

さきに、あなたに対し、裁判員等選任手続期日の通知をいたしましたが、平成年 月 日にお越しitadaku必要はなくなりましたので、お知らせいたします。

【書式例25】

## 選任予定裁判員一覧表

係属部	地方裁判所	支部第	刑事部
事件番号	平成 年(わ)第	号第	-1
被告人			
選任手続期日	平成 年 月 日		

職務從事予定期間 平成 年 月 日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

選定回	裁判員候補者ID	氏名	選定取消	備考
1	01234-56789	○○○○○○○○○○	○	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

1/1

【開審記載例】

裁判長認印 

平成21年(わ)第〇〇号

## 裁判員等選任手続調書

被 告 人 氏 名 ○ ○ ○ ○ (欠席)  
 被 告 事 件 名 犯人  
 手 続 を し た 年 月 日 平成21年〇月〇日  
 手 続 を し た 裁 判 所 ○○地 方 裁 判 所 第〇刑 事 部  
 手 続 を し た 場 所 ○○地 方 裁 判 所 質 問 手 続 室  
 裁 判 長 裁 判 官 ○ ○ ○ ○  
 裁 判 官 ○ ○ ○ ○  
 裁 判 官 ○ ○ ○ ○  
 裁 判 所 書 記 官 ○ ○ ○ ○  
 出 席 し た 檢 察 官 ○ ○ ○ ○  
 出 席 し た 弁 譲 人 ○ ○ ○ ○  
 出頭した裁判員候補者 別紙出頭裁判員候補者一覧表（【書式例19】）記載のとおり

裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに裁判員候補者の申立て

別添録音体に録取した裁判員候補者に対する質問及びその陳述  
 並びに裁判員候補者の申立て部分のとおり

## 不選任の決定の請求等

裁判員法34条4項による不選任請求の却下

弁護人

裁判員候補者○○○○について、不公平な裁判をするおそれがあるため、不選任の決定の請求

裁判長

書式例

《調書記載例》

弁護人の裁判員候補者〇〇〇〇に関する不選任請求は理由がないから却下する。

不選任決定等

別紙出頭裁判員候補者一覧表記載のとおり

裁判員及び補充裁判員の選任等

裁判長

- 1 別紙被選任者一覧 ([書式例20]) 記載のとおり、裁判員に選任する旨決定
- 2 別紙被選任者一覧記載のとおり、裁判員に選任されるべき順序を符号順と定めて補充裁判員に選任する旨決定
- 3 公判調書等に記載されるべき裁判員及び補充裁判員の符号は別紙被選任者一覧の裁判員及び補充裁判員の符号記載のとおり

平成21年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○@